

平成25年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成25年6月13日（木曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（4番・5番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			村長行政報告
	報告第 1号		平成24年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第 3			一般質問
日程第 4	承認第 1号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 5	承認第 2号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 6	承認第 3号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 7	承認第 4号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 8	承認第 5号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 9	承認第 6号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 10	承認第 7号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 11	承認第 8号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 12	承認第 9号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 13	承認第 10号		専決処分につき承認を求めることについて
日程第 14	議案第 1号		北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 15	議案第 2号		北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 16	議案第 3号		公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 17	議案第 4号		占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 18	議案第 5号		平成25年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 19	議案第 6号		平成25年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第 20	議案第 7号		平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 21	議案第 8号		平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 22	議案第 9号		平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8名）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	小峰 義雄 君
	2番	長谷川 耿聰 君		3番	山本 敬介 君

4番 五十嵐 正雄 君
6番 工藤 國忠 君

5番 佐野 一紀 君
7番 木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村 長	中村 博 君	副 村 長	堤 敏 満 君
会 計 管 理 者	小 林 潤 君	総 務 課 長	田 中 正 治 君
企 画 商 工 課 長	伊 藤 俊 幸 君	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦 君
産 業 建 設 課 長	尾 関 昌 敏 君	林 業 振 興 室 長	田 畑 泰 行 君
ト マ ム 支 所 長	岩 谷 健 悟 君	総 務 担 当 主 幹	平 川 満 彦 君
職 員 厚 生 担 当 主 幹	木 村 恭 美 君	財 務 担 当 主 任	野 原 大 樹 君
税 務 担 当 主 幹	合 田 幸 君	企 画 担 当 主 査	中 里 安 紘 君
商 工 観 光 担 当 主 幹	松 永 英 敬 君	戸 籍 担 当 主 幹	石 坂 勝 美 君
国 保 医 療 担 当 主 任	橘 佳 則 君	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩 君
保 健 予 防 担 当 主 幹	細 川 明 美 君	介 護 担 当 係 長	蠣 崎 純 一 君
村 立 診 療 所 主 幹	多 田 淳 史 君	農 業 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕 君
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡 崎 至 可 君	建 築 担 当 係 長	嵯 峨 典 子 君
水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘 君	環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓 君
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏 君		

（教育委員会）

教 育 委 員 長	藤 本 重 克 君	教 育 長	藤 本 武 君
教 育 次 長	中 田 利 明 君		

（農業委員会）

会 長	水 野 利 行 君	事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君
-----	-----------	---------	-----------

（選挙管理委員会）

書 記 長	田 中 正 治 君
-------	-----------

（監査委員会）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英 君	監 査 委 員	木 村 一 俊 君
事 務 局 長	窪 田 敏 雄 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	窪 田 敏 雄 君	議 会 事 務 局 担 当	小 瀬 敏 広 君
---------	-----------	---------------	-----------

開会 午前10時

◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、工藤國忠君。

○議会運営委員長（工藤國忠君） 6月4日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日6月13日から14日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上、報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、4番、五十嵐正雄君、5番、佐野一紀君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定についての件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月14日までの2日間に決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（窪田敏雄君） （記載省略）

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（中村 博君） 改めまして、皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しがありませんので、行政報告をいたします。審議資料の4ページをお開きください。

平成25年3月28日以降の行政報告でございます。まず報告事項について申し上げます。別に配付した行政報告をご参照願います。報告事項(1)第56回占冠消防団定期総会並びに消防庁長官表彰旗受章について。4月27日に占冠コミュニティ消防センターにおいて、第56回占冠消防団定期総会並びに消防庁長官表彰旗受章式が行われました。総会では、平成24年度の占冠消防団行事報告、会計報告及び消防団員の福利厚生会事業報告並びに収支決算報告、監査報告がありそれぞれ承認されました。また平成25年度の占冠消防団及び消防団員福利厚生会の事業計画案

収支予算案が承認され閉会しました。その後、消防庁長官表彰旗受章式が上川総合振興局、富良野広域連合、地元関係者など、多数のご来賓が出席される中、行われました。占冠消防団は大正15年5月に中央消防組として組織され、87年間に亘り村民の命と財産を守るため災害防止活動に務めてこられました。昭和37年8月4日、台風9号が集中豪雨を伴い本道に上陸し、本村は甚大な被害を受けました。その際、決死の覚悟で救助に向かった消防団員は、築堤上に取り残された16名をロープ1本で救出するなど、消防精神の真価を発揮し住民に深い感動を与えました。この勇猛果敢な行動は、消防団の郷土愛に燃え献身的かつ情熱的に災害に対処してきたものであり、今日の占冠消防団の礎になっております。このような功績が讃えられ、平成23年の北海道消防表彰旗受章に続く消防庁長官表彰旗受章となったものです。消防団員は元より関係各位のご苦勞に敬意を表するとともに心よりお祝いを申し上げます。(2)公募型プロポーザル「ニニウ自然活用村再生事業」についてでございます。ニニウ自然活用村が占冠村に返還されたことから、平成25年5月15日「ニニウ自然活用村再生事業」に係る公募型プロポーザルを行いました。村内から2件の応募があり提案内容を審査の結果、NPO法人エコビレッジしむかっぷ設立準備会を契約予定者と決定し、5月23日に契約を締結致しました。業務の内容は、キャンプ場等の利用促進に向けた環境整備、利用者への自然体験プログラム提供と事業効果の検証、村内外への広告宣伝が主なものです。委託期間は平成25年5月23日から平成25年10月30日まで、委託料は560万円、支払いは5回の概算払いとなっています。(3)株式会社星野リゾート・トナムとの打ち合わせについて。5月20日、株式会社星野リゾート・トナムと村が、トナムリゾートにおける課題等について情報交換や意

見交換を行いました。主な内容は、トナムリゾートの入込等の現状、雲海テラス・リフトの架け替えなど今後の事業予定、従業員やテナント事業者の住宅問題、ガソリンスタンドの休止等についてであります。今後において緊急課題はその都度行い、四半期に1回程度打ち合わせや情報交換を行うこととしました。(4)職員の懲戒について。ニニウ自然活用村指定管理業務処理に関し、指定管理者に対する協議、指導が不十分であり指定管理料支払い事務に不備があったとし、4月15日に懲戒審査委員会へ職員の懲戒について諮問致しました。5月30日付で同委員会より具申を受けまして、業務処理に係る処分について地方公務員法第29条第1項第2号並びに職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条の規定により戒告1名、訓告1名とし、6月7日付で書面にて注意を喚起する措置を講じました。この件においては議会に大変ご迷惑をおかけし、住民の信頼を損なう結果となりました。今後このようなことが起きないように制度の見直しや職員の指導を徹底してまいります。

主な用務については記載のとおりでございます。入札につきましては、6ページに記載のとおり、占冠村生活排水処理基本計画業務委託他、14件執行しております。以上で、行政報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第1号

○議長（相川繁治君） 報告第1号、平成24年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告を求めます。

総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書1ページをお願いいたします。報告第1号、平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し

上げます。本件は第1回定例会において議決をいただきました、繰越明許費について全額を繰り越すことを報告するものでございます。平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算において内容のご説明を申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費において、過疎集落等自立再生緊急対策事業として、企画費で生活支援窓口整備や移住定住にかかる経費など820万円と諸費で防災備蓄物購入にかかる60万円、合計880万円でございます。占冠村防災用備蓄倉庫新築事業1,270万円でございます。

6款、農林業費、2項、林業費において、過疎集落等自立再生緊急対策事業として、森林資源調査費等の経費で220万円でございます。

7款、1項、商工費において、過疎集落等自立再生緊急対策事業として特産品開発、雇用創出事業等の経費で120万円でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費において、学校耐震化事業で占冠中学校特別教育耐震改築工事2億2,710万円、トマム小中学校校舎耐震改修工事8,600万円でございます。以上、合計額で3億3,800万円を繰り越すことを報告させていただきます。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） お許しをいただきましたので、若干質問させていただきます。6月の

広報によりますと、村の人口は41人の外国人住民の方々を含み、1,190人ということであります。この村で暮らす人々がいつまでも安心して暮らし続けていくことができるような施策が望まれております。さて、12月の定例会で村長は福祉介護については在宅を基本とすること、占冠村社会福祉協議会を運営母体として、小規模多機能施設を現デイサービスセンター地に建設するという方針を述べました。まず在宅介護について見てみますと、本村唯一の介護事業所であります平成24年度の訪問介護収入は約25万円ということで、あまり訪問介護が機能しているように思われません。また最近では、定年退職後高齢の両親を自宅にて介護し続けかなり疲れている方も見られ、認知症が進むご主人を懸命の老々介護で支えていましたが、将来の不安から旭川のお孫さんとの同居を決め、離村を決意された方もおられます。このようにこの村の介護力不足は明らかであると思っています。平成24年の介護保険法改正では24時間対応の定期巡回、随時対応サービスで在宅生活を支えていくというこれからの方向が示されました。村では訪問員派遣事業を行っていくということですが、これからますます増加すると思われる介護を必要とされる方々に対応する体制をこの村にどう気づいて行くかということが、重要な問題だと思っています。村の在宅介護、福祉をこれからどう進めようとしているのか、村長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今年度5月から保健師が訪問しきれない家庭がございますので、そういったところの安否確認のため訪問員1名を雇用いたしまして、主に高齢者宅を訪問いたしまして、見回りや声掛けを行っております。国の動きとして今後の認知症高齢者の増加対策として在宅ケアへの方針転換

を目指す、そういったことが示されておりまして、早期発見・早期対応に重点をおき、住み慣れた地域で暮らせるよう対策を講じる、そういう表現がされております。村といたしましても、地域包括支援センターを拠点としまして、各家庭を訪問して生活支援活動、そういったことを充実させてまいりたい。また、地域ケア会議、これは村と社会福祉協議会、それから村立診療所で構成しておりますけれども、地域ケア会議の連携強化をしまして、在宅福祉、そういったものを充実させてまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今、訪問員派遣のことについて説明がありましたが、この訪問員というのはあくまでも介護保険サービスを利用して人以外の人を対象とするということでありまして。それから村長がいろいろとケア会議とか会議はしているという話がありましたが、実際に介護を必要とされている方の対応をどうしていくか、その点が弱いのではないのかなと思っています。そして5月31日の総務産業常任委員会で村長が社協を介護保険事務所から外すという発言がありました。今まで居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問介護事業という3つの村のすべての介護事業を社協に、言葉は悪いのですが村は丸投げしてきた訳であります。本当にこれから介護保険の運営は大丈夫なのかどうか、もう一回お答えお願いいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 介護支援を必要としている方の対応でございますけれども、介護保険適用のサービスもございまして、村独自のサービスそういったことも今後充実していかなければならない、そのように考えております。それから、社会福祉協議会との関係でございま

すけれども、現在、村では今のデイサービスセンターを転用いたしまして、小規模多機能型居宅介護施設に衣替えしたいとそのように考えて進めております。ただ、社会福祉協議会からその受け皿として受託できないという文書での回答がございましたので、今後デイサービスを含めて社会福祉協議会とは協議をしていかなければならない事項があると、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 実際動いているのが社協の訪問介護の事業しかない訳ですね、うちの村は。それで村長は社協を介護保険の事業からすべて外すという発言をした訳で、それならばうちの村というのは実際に訪問介護をするのはどこが担っていくのかなという根本の問題があると思うんですよね。そこのところをもう少しきちとした方針とか対応法があるのか、そこを訪ねている訳です。お願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員のお言葉で誤解があったら大変申し訳ないんですけども、あの時の発言は社会福祉協議会の会長、事務局長さんとお話しをした経過を議会で報告した内容でございまして、小規模多機能を社会福祉協議会に運営をお願いしたいと、そういった村の立ち位置といいますか考え方を示した訳です。その際、当然デイサービスセンターはなくなる訳ですから、そういったことも関連してきますと、そういったお話しを社会福祉協議会の方にはしております。それから介護サービスを行う事業所につきましては、まだこれから社会福祉協議会ともこのことに関しては正式なお話しはしておりませんし、どういった形でそういった介護サービスを行えられるのか、今の段階ではまだ白紙の状態といいますか、お伝えすることはできない状況でございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 今でも介護サービスを受けたい人もたくさんいると思うので、やはりきちっとした体制を考えていってほしいと思います。今村長のお話にもありましたが、施設の問題にも移りますが、5月30日に社協から小規模多機能施設の運営母体とはならないという正式な回答がきた訳です。これからの方針についてどうするのかという点について何点かお尋ねいたしたいと思います。あくまでも村長が小規模多機能施設建設方針で行くということを前提にすると、この運営母体として考えているのは民間導入、あるいは村内の業者育成、あるいは役場直営でやるか、この3つしかないと思うのですが、その辺はどう考えているのかということが一点と、建設場所を当初のとおりデイサービスセンターのところでいくのかどうか、ということをお聞きしたいと思います。このデイサービスセンターのところでいくのかどうかということは、現社協が実際にやっている場所なんで、社協の位置関係というのがどうなのか、その辺に関連してくるものですから、以上二点についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 社会福祉協議会から文書で回答があった訳ですけれども、それを受けまして新たな施設運営母体をどうするのかということで、現在保健福祉課内でワーキンググループといいますか、実務担当者の中での話し合い、それからもう一つは庁内でいろいろな考えを求めるといって、プロジェクトを作って今進めようとしている所でございます。それから、運営母体でございますけれども、可能性のあるものは全部拾い出しておりまして、一つは近隣の福祉施設を運営しているところがありますので、そういったところはどうかということもあります。それから民間の福祉施設を運営し

ているところ、それから村直営ということも考えられますし、有志のNPOといったことも考えられます。今の段階では選択肢を多く持って、それらを研究して絞り込んでいきたい、そのように考えております。それからデイサービスセンターでございますけれども、デイサービスセンターを転用して小規模多機能という構想で今振興局ともお話しした経過があります。問題はやはりスムーズに移行できるか、そういうところにかかっていると思いますので、デイサービスセンターの運営含めて社会福祉協議会とは今度協議を進めていかなければならない、そのように思っております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 実際介護を必要とされている方は、現在進行形でどんどん進んでいる訳ですね。なんかあまりにも対応が後手後手に回ってというか、遅すぎるので対応を早くして、もうちょっと住民の要望に早く答えられるような方向に持って行ってほしいと思います。そして今回の運営母体とならないという社協の中の考え方として、今社協が中心となって通称サ高住というサービス付き高齢者向け住宅建設論というのがこの村の一部の世論としてできているのではないのかなというようなふうに感じます。あくまでも村の方針が小規模多機能で強行していくのか、それとももっとたくさんの村民が本当に求める施設へと変更していく考えもあるのかどうか、その辺について村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 高齢者福祉施設につきましては、1年ほど議会との議論をしております。小規模多機能施設で行くと、在宅福祉を補完する、充実するという事で小規模多機能施設を選択した、そういった経過がございます。いろいろ高齢者の福祉施設がある訳ですけれど

も、まずは小規模多機能施設で在宅福祉を充実していきたい。ですから、施設の変更は考えてはおりません。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 大まかな考え方は分かりました。次、ニニウの問題についてお尋ねいたしたいと思います。ニニウの訴訟は和解する方向となりました。もともとこの問題は前村長と業者間との間の密室の約束した言わないという話がベースになっております。結局、村はNPOへの不当利得請求を放棄し、村の年間村民税の約1割である800万円の和解金を支払い、抵当権設定仮登記を抹消し、所有権移転登記を行い、土地・建物を取り戻しました。最後に相手側より平成25年度分の固定資産税95万3,400円を納付していただければ、一応和解条項が満たされ、裁判上の和解が成立するということではありますが、もしも7月31日までにこの固定資産税が納付されなければどのような対応になっていくのかどうかということをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 裁判の和解条項につきましては、利害関係人である株式会社三角不動産の今年度の固定資産税について7月31日までに全額納付することが盛り込まれております。納付書発布後、納期限までに履行されると考えておりますので、現段階ではこれ以上のお答えはできない、そのような状況です。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） きちっと納付されることをお祈りしています。そして、今回の裁判の訴訟関係でどれくらいの費用がかかったか、特に多いのは弁護士さんの報酬だと思うのですが、それはだいたいいくらぐらいなのかということをお聞きしたいというのが第一点。あと、村には長年顧問契約をしている弁護士さんがいらっ

しゃいますし、トマムにも弁護士さんがおられます。そんなに弁護士としては当たり前の訴訟だと思うのですが、なぜ今回の弁護士さんを頼んだのか。雇用弁護士を使わなかったら無駄な経費なので、雇用契約を解除して、今の弁護士さんを使ったらどうかと思うのですが、その辺についてお答えをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。今回の訴訟の経費でございますけれども、報奨金といたしましては105万円をお支払いしております。村には町村会を担当しています顧問弁護士がおります。この顧問弁護士につきましては、行政問題に精通した方でおりまして、村でもこの間行政上の種々相談業務、それから職員の処罰、そういったことをご助言をいただいております。今後におきましても、行政上の諸問題におきましては容易で適切な処理が求められるといった状況にありますので、今までどおり顧問契約は必要であるかと、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 5月30日の道新の朝刊での報道で、6月8日から8年ぶりに村自然活用村のキャンプ場やサイクリングロードの営業が再開するとの記事が載っておりました。村長はこれからニニウをどのような構想で再開発していこうとしているのか、その構想をお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ニニウ自然の国の構想がございましたけれども、サイクリングターミナルがあのような状況になりまして、そのものが1からのやり直しというか、今までの考えは一回ご破算、破棄しなければならない、そのように考えてございます。今後でございますけれども、三角不動産から引き継いだサイクリング

ターミナル、林間学校、教員住宅等の解体処理が残っております。現状では土地と格納庫、あれはまだ使えるようでございますので、その格納庫以外は利用が不可能でございます。今後は議会の現地調査、そういった確認をいただいた後に将来のあそこの使い方については協議しながら進めてまいりたいと思っております。いずれにしてもキャンプ場、ニニウ自然活用村は残っておりますので、とりあえずそこを核に豊かな自然を活用しながら全体構想を練っていききたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 村長は住民懇談会の席上でも今回のキャンプ場の応募に利用者の応募があり、5月15日に選定のためのプロポーザルのヒヤリングがあると述べておりました。ニニウはこれからの占冠村を活性化するための大きな可能性を持っている地域で、どのような業者が選定されるのか大いに期待していました。しかしなかなか選定委員会での選定経過や選定結果についてHPでの発表はありませんでしたし、突然27日のHPの更新でニニウキャンプ場の使用料徴収又は就農事務の委託ということで、委託先の掲載があり、30日には道新に掲載されたということでした。この業者選定に関して、疑問がありますので、何点かお尋ねしたいと思っております。このニニウ自然活用村再生事業の業務を委託する業者を選定するための実施要領によれば、参加資格を村内に事業所又は活動拠点を置いている法人であるということと記されております。現在のこの受託した団体はNPO認証申請中で北海道から認証後登記して、初めて法人格を取得し法人として認められるということなので、実施要項の12にあります失格要件、実施要項7の資格要件を満たしていないと判断される場合に、該当するので今回のプロポーザルには参加できない。明らかに参加のための資

格要件を欠くこの団体がヒヤリングに参加でき、そして選定されたのはどういう理由なのか、そこをご説明お願いいたしたいと思っております。

○議長（相川繁治君） ここで、午前10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村長。

○村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。プロポーザルでございますけれども、実施要領を決めておまして、その中でプロポーザルの参加資格というものを定めております。ちょっと読み上げますと、委託事業者は民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利法人、その他の法人、又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有し次の要件を満たすこと、この中に何点がございまして、法人に関しては木村議員ご発言のとおり村内に事務所又は活動拠点を置いている法人であること。それから法人以外の団体も規定しております。団体については宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。今回2件応募があった訳ですけれども、1件について任意団体についてはこの条項を適用して参加資格有りとは判断してございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） ほとんどなんでもいい団体というのでありましたら、今回の事業で法人格が必要とされるということがどうしてなのか、その理由をお答え願いたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今回のプロポーザルではあくまでも法人に限定している訳ではありませんで、民間企業ですとかNPO法人ですとか、

法人以外の団体、幅広く公募してございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 業務の委託内容についてちょっとお尋ねいたしますが、30日の道新の記事の中で本年度はキャンプ場とサイクリングロードのみを稼働させ、大規模な修繕や草刈りが必要なテニスコートや遊歩道は使用しないと記されております。今回の実施要領の業務内容の中では航空写真も添付して、①遊歩道から④テニスコートまで環境整備を行う施設として記載されております。明らかに560万円の委託料はこれらがすべて積算されて導かれた金額であり、使用料の徴収だけの業務ではないと思います。誰の判断でこんな記事になるのか、お尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 役場の人が取材を受けたかどうかは定かではありませんけれども、もちろん業務委託の中には自然活用村の施設の管理が入ってございます。議員が今言われたような業務と言いますか、そういったことはプロポーザルの方では提案があったかと思っておりますけれども、先ほど行政報告で申し上げましたように、大きくはキャンプ場とニニウ自然活用村施設がありますけれども、その施設の利用促進に向けた環境整備、それがやはりおおきものだと考えておりますし、その他開設していなかったものですから利用者への自然体験プログラムの提供ですとか、そういった事業の効果を検証していただく、そういった委託の内容にはなっております。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） プロポーザルの中で業者側から説明があったからということではなくて、要領の中でこれとこれとこれをちゃんとしてくださいよということで、560万円を出しますよということで書かれている訳です。ですから

今の村長の答弁はおかしいのではないかなと思うんですけども、もう一回お答えをお願いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） もちろん要項の中で業務の内容を提示してございますので、それが基本になることには間違いございません。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 基本になるのは全部やるのが基本になるのが間違いはない。あとは適宜にという感じになるという答弁に聞こえます。今回のプロポーザルのヒヤリングに来られた説明員3名の方は、村から補助金を交付され運営している団体の構成員2人とその構成員だった人が1人ということであります。それも役場が補助金を交付している団体に5月いっぱいまだ在席している人が勤務時間中に就職活動のためにヒヤリングの説明に行き、それを村長とはじめとする村の幹部が面談して質問するという構図というのがおかしいのではないかなと思うんですが。普通でしたら、あんたうちの会社受けるのにお父さんの許しをもらったのかいとたしなめて教育するのが世の中の常じゃないかと思うのですが、普通なら自分の会社を放り投げて仲間を募りさっさと新しい会社に行ってしまう人、そんな人には仕事は任せないと思います。今岩手県山田町におけるNPO法人大雪りばあねっと。の震災復興費用の給与問題からNPOの選定や委託にはより厳格な審査が求められている状況にあると思います。まして占冠村においてはキャンプ場の指定管理者問題では訴訟にいたり、村民に多大な負担をかけた経緯がある訳です。慎重・適正・厳格な選定がなされなければならないと考えますが、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） プロポーザルで面接・提案を受けましたけれども、組織に入っている

人ですので、当然その団体の承認を得てプロポーザルに参加したものと、私たちはそういう判断で面談しております。それから採択でございますけれども、あくまでも私たちは提案内容を審査した上で、その可否については判断してございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 前も湯の沢のプロポーザルの時も言ったのですが、この適正委員会、審査委員会はやはり第三者を入れた方がいいと思います。それについて村長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） あくまでも役場の施設でございますので、基本的には役場の職員で判断してまいりたい。ただ今後専門的なのが絡んでくるようであればそういった際には外部の人に入っていただいて、判断するといったことも必要かと思えます。基本は役場職員とは考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 次に、4月に突然トマムのガソリンスタンドが閉鎖されることとなりました。この件に関する新聞報道にもありましたが、トマムの住民は計り知れないほどの不安を抱いております。この件に関しては後でトマムの工藤委員からも質問があるということですので、現在の車社会でガソリンは本当に重要であり、寒さ厳しいこの村では灯油の供給が滞ることがないのか、本当に心配していることと思われれます。さらに唯一の小売店も閉店を考えているとも聞いております。新聞の記事の中ではトマム支所長の談話として観光客に影響がでないのだろうか、村としてはどういう支援ができるのか考えていきたいというコメントがあります。村長としてどういう施策を考えているのか、一つだけお尋ねいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） トマム地区のガソリンスタンドは廃止ではなく休止と聞いております。いずれにしましても、ガソリンは販売されていない状況でございまして、あの地区の住民の方の生活に影響は大きいものと考えております。現在村でどのような支援策ができるのか、庁内連絡会議の中でも検討してございまして、ここでは公表できませんけれども、具体案はもっております。そういったもので事業者ともお話しする機会を設けたいとそうように考えてございます。灯油につきましては、中央の方から配送されるとそのように聞いてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 5月10日の新聞報道にもあったように北海度の集落対策で村内の占冠・中央・双珠別地区が過疎化や衰退が進む集落を支援するモデル事業の実施地区として選定されました。31日には協議会の初会合があり、村長が集落が活性化しないと村は元気になれないと挨拶したとあります。この事業と先ほどのトマム地区の衰退というか、元気のなさというか、それをどう関連付けていこうとしているのか、その辺をお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この度、道から選定されました集落総合対策モデル事業につきましては、その集落の基幹産業が農業や林業といった第一次産業であることが条件ですので、道のモデル事業との関連はございません。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 関連事業ではないんですけれども、なるべくトマムの反映も一緒に考えてほしいかなと思えます。たしか2年位前でしたか、公民館事業で全国の過疎4地区で未来予想図プロジェクト事業、熟議で地域に新しい風を起こそうという事業もありましたが、ほと

んどその後伝わってこないのです、今回も2年で10回の会議を開くということなのですが、今度こそ実践的で具体的な施策がなされていくことを祈っていますが、その辺のことについて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村の集落対策はトマムを除いている訳ではございません。道のモデル事業から外れたということで、トマムの集落対策はトマムの集落対策で進めてまいりたいと思っています。それから教育委員会で、地域に入って熟議の形で村民と会話する、村民の意見を聞く、そういった手法で村民のご意見・ご意向というものを聞いた経過がありますし、その手法を使って役場職員の間でも熟議をやってございます。今回集落対策モデル事業の中でもそういった手法で集落の中に入って、住民の方々と膝を交えて話しをしていく。当然いろいろな問題・課題、それから集落へ対する思い、そういったものが話されると思いますので、そういったことを集約しまして、その地域の集落対策の方向性をこの中で出していきたいと、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） ぜひ今度は具体的な施策が出されて、なんとかこの村が元の元気が戻ってくるような対策を望んでおります。先般行われました住民懇談会では、熱い議論が交わされたところもあると聞いていますが、川添では4人このうち2人が議員、コミセンでは9人このうち5人は議員という状況でありました。思いあまった参加者からもっとたくさんの住民が参加できる対策をとという指摘もありました。村と住民が話し合うめったにない機会ですので、なんとか対応策を考えていってほしいと思います。これとは別に、村長は村長室開放の日、移動の日を設けて村民と対話をしようという姿勢

を示してはいます。このことはすごくいいことであると思いますが、その状況はさっぱり聞かえてこないのです、どれほどいらしているのか、貴重な意見があったのかどうか、その辺を教えてくださいいただければと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 広報、広聴活動は村政を執行していく上で、大変重要な施策でありまして、一人でもいいから意見を聞きたいと、そういうことでトマム地区での村長室移動、中央地区での村長室開放を行ってきました。村長室開放の日は月2回、トマムの村長室移動は月1回でございまして、村長室開放は利用者がほとんどいない、そういったことが現状にございます。村長室移動の日、これはトマムでございませけれども、高齢者の方々、保育所入所前の子どもを持つ保護者やトマム保育所の保護者との懇談、そういった世代別での懇談を開催しております。また、住民懇談会で来られなかった人、また住民懇談会で発言できなかったから来ましたという人も中にはおりまして、そういった方々ともお話しをしております。それからトマム支所の事務所でも数名住民の方が来られてお話しを伺っています。こういったことをやって、なかなか村長室にも出向いていただけない、それから住民懇談会でも来る人が特定されているということを反省いたしまして、集落対策をやってみよう。そこで一人ひとりのご意見、思い、そういったものをお聞きしまして、先ほど言いましたように、問題ですとか課題、そういったものを村と住民の方々と共有してより一層集落の活性化に結びつけたい、そのように考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に、4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 議長のお許しを得ましたので、何点かに渡って一般質問をいたしま

す。はじめに消防支署体制の充実の問題に対してお伺いします。一つは救急救命士の資格養成、育成の問題であります。現在占冠支署には全体で14名、3月31日までは15名体制でしたけれども、14名の職員がおります。その中で救急救命士の資格を有する者が7名で、実質いろいろな医療行為ができる人はその中で4名、こういう体制になっています。この間村でも救急救命士を養成していくために公費で消防職員の希望者にこういった受講をしていただいて、何とか資格を取っていただきました。そのことによって、村民の安心・安全そういったことが確保されるという大変重要な資格であります。現在資格を取得していない職員も7名ほどおまして、今後の先々のことを考えていくと、資格を取得する希望する職員がいる場合村として支援していくということが必要だろうと思っています。これらの職員のスキルのアップとか特に住民の安心・安全を確保していくためには、できるだけ多くの救急救命士の養成が必要だろうというふうに思っています。この辺について、一定の救急救命士がいるから大丈夫だということではなくて、よりこういった人たちを確保していく、そういったことが将来にわたって住民の安心・安心に繋がっていくというふうに思いますので、村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 救急救命士の件についてお答えします。最近メディアといいますか、多くの新聞、テレビ報道でもありますように、救急救命士の役割について大変重要だということが言われております。本村におきましても、都会と違って救急病院までの搬送時間がかかるそういった現状を考えたとき、救急救命士の役割は非常に大きいものがあると、そのように思っております。いかなる時も救急救命士の資格者が救急搬送に携わることは村民の安心・安

全の確保をする意味で重要と認識しておりますので、これまで同様希望する人がおりましたら、計画的に資格取得のため村として対応していきたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 今村長の方から、こういったことは村としても希望者がいれば取り組んでいきたいということで、特に消防職員との話し合いを十分していただいて、勤務態勢の問題とかいろいろ出てくる訳で、その辺の対応を含めて十分消防支署とは意思疎通を図って、ぜひひとり組んでいただきたいというふうに思います。

次に、職員の補充の問題です。3月末に支署長が退職したことによりまして、消防職員が1名減員になって、今14名体制でやっています。ご承知のように高速道路が開通した以降、大型事故が多発して、出動回数も大変多くなっております。また、高齢者等病気を持っている人たちも村内では多くおまして、こういった人たちの要請等によって、消防職員が出動する回数というのが大変多くなっています。村の場合、利用機関が不備な状況の中で、こういったものを補完していくために、1分でも早く救急活動等々事故の対応等をしていかなければならない、病院に搬送しなければならぬ、こういった問題が多く出ている訳であります。このことによって、現在の14名体制の中では職員に対する一人ひとりの負担が大変重くなっていると。残業や何かもかなり増えてきているという、こういった実態が職員の方から伝わって来ます。やはり十分な体制をとっていかなければ、一人ひとりの負担が重くなるということは、それぞれの職員が最大限こういった活動をしていくために、健康な体で住民の安心・安全を守っていくことが必要だろうというふうに思っています。早急にこういった今の職場状況の改善を図って

いくためには、最低1名の増員を補充していく必要があるというふうに考えています。その辺について村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 職員補充の関係でございますけれども、現在の定員は13名になっております。これは富良野広域連合の占冠支署の定員の数でございます。まず一つ定数というものがございまして、それから、職員の補充につきましては、退職予定者の退職1年前に採用いたしまして、消防学校などの教育期間を終えて現場に空白期間が生じないように計画的に採用しております。従いまして、本年度退職者の補充につきましては、平成24年度に採用しております。退職者が2年続くことが予想されましたので、平成24年度に1名前倒しして、2名採用しております。そのことによりまして平成24年度は15名の体制になっております。消防職員の定数でございますけれども、もともと高速道路開通前は11名の体制でやっておりまして、高速道路の救急業務の増加を想定いたしまして、2名の増員を行って現在の13名体制、そういった状況になっております。それから、14名体制にしていきたいという声は現場からも声を聞いております。退職者もおりますので、その対応については消防支署と話し合いをしながら進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 確かに高速道路開通時に合わせて2名の増員ということで13名体制ということでやってきておりますが、やはり消防職員の働いている勤務実態、労働実態からすれば、大変一人ひとりの消防職員は重い負担がかかっていると。残業等も大変多くなってきているという実態があります。ですからこの辺、職場環境を改善していくために、今村長が言われましたように実際に職員と話し合いをして、よ

りそういった職場環境の改善になお一層努力するために話し合いをしていく必要があるというふうに思っています。

次に質問を変えたいと思います。2番目の大きな問題ですけれども、シカ対策というか鹿による畑作物の被害というのが実は大変多く出ておりまして、当然住民懇談会やいろいろな農業者との話し合いの中で直接そういったものが何とかシカ柵の設置を含めて検討願いたいということで、こういった畑作農家からは大変強く要望が出されているというふうに思っています。このシカ柵については畑作ですから、牧草地みたいに何十ヘクタールということではなくて、畑作物の栽培しているところになんとかできないかということでもあります。実際に丹精込めて作ってきた農作物が収穫する前に全滅の被害が出るとか、多く荒らされてしまって、収量が大幅に減ずるといった状況が畑作農家から強く言われているところであります。これらについて、このまま村のシカ対策で一定の量を銃で殺害をしてシカの頭数を調整していくと、こういう話しで村が進んでいる訳ですけれども、それでも残念ながら畑作農家については大変な状況に追い込まれていると。このまま今のシカ対策が進んでいくと、結果として生産者の生産意欲が大変低下してきますし、これから新規就農で入って畑作を寒地作物としてやっていきたいといった人たちも出てきてもなかなか今の現状ではシカによって作物が被害を受けるという状況が改善されなければ大変な問題になってくるというふうに考えています。この辺について村長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村はこれまでシカ対策といたしまして、有害獣駆除による個体数調整という方針を選択いたしまして、占冠村鳥獣被害防止計画によりまして、

被害対策を講じてきております。これは村内の農地のほとんどが牧草地でありまして、シカ柵の設置に関わる費用と被害額との対比、さらには膨大な延長となるシカ柵の維持管理の負担、そういった等を鑑みまして判断した結果でございます。議員ご質問のシカ柵につきましては、村といたしましても農業者からの要望は承知しております。シカ柵はこれまで補助を行ってきた電気木柵と比較しても、侵入防止効果が期待できる反面、設置費用ですとか維持管理の負担など一長一短があることも事実でございます。今後、占冠村鳥獣被害対策協議会の中で関係機関より専門的なご意見をいただきながら、エゾシカによる畑作物の被害防止の最善策を検討してまいりたいと考えております。また、シカ柵を設置する際には畑作物の作付けが行われている農地のみを対象として村の農業振興事業補助金あるわけですけれども、その他に国の鳥獣被害防止総合対策補助金、そういったものがありますので、そういったものを組み合わせて受益者負担がどれくらいになるのか、そういったことも試算して導入できるかどうかの可能性を検討してまいりたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） なんとと言っても一生懸命新たな作物を含めて畑作物に生産意欲を持って取り組んでいる農家の方々にやはり答えていくということが必要な時期に来ているというふうに思います。その辺農家の方々と直接意見を聞きながら村として何処までできるのか、またいろいろな弊害等をどう乗り越えていくのか、そういったことについて直接そういった関係農家と十分な話し合いをしていくようにしていく必要があると思っています。ぜひ、それらについては早急に対応していただきたいというふうに考えています。以上で質問を終わります。

○議長（相川繁治君） 次、3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、質問の1、東日本大震災と防災であります。東日本大震災から約2年と3ヵ月経過いたしました。6月10日の警察庁の発表ですが、死者1万5,883人、行方不明者2,671人、合わせて1万8,554人ということになっております。3月にこの場でお話ししてから死者については2名の方が新たに確認されていると。行方不明の方は、5名の方が判明をされてマイナス5となっております。震災関連死ですが、こちらも2,688名いらっしゃって、2万人以上の方が犠牲になられたということであります。更に、避難者は30万3,571名ということで、こちらもまだ、30万人の方が福島中心ですが非難をされているということです。3月の議会でも現状認識を確認をさせていただいたのですけれども、福島第一原発については今だ大変危険な状況にあるということであります。昨年12月まで村内の放射能測定は月に1回測定をしておりました。今年から3ヵ月に一度ということで3月、6月、9月、12月という測定になっております。私はまだこの危険な状態にありますので、測定を3ヵ月ではなくやはり1ヵ月に一度行うべきではないかと質問をしましたら安定していると、3ヵ月に1度にしたいと。ただ、非常時、何かあった場合には測定をして公表をしたいというふうに答弁をされておりました。議会終了後すぐ3月18日の夜午後7時前です、停電が実は発生をしまして、これはこの日、次の日大きく報道されておりましたので、ご記憶だとは思いますが、1号機、3号機、4号機の使用済み燃料プール、これは合わせて2,100本入っている使用済み燃料が入っているプールですが、この冷却システムが停止をしております。他にも6,300本も入っている共用プールも停止をして、この18日の夜か

ら全てが解除される、再稼働するまでに29時間要しているのです。電源版はのちほどネズミによるショートが原因だということが、分かってきました。皆さんもニュース等でご覧になっていると思います。この3月18日の事故を受けて村内で放射能の測定をされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。3月18日に事故がありました。直後の放射能の測定は村ではしておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 放射能の測定を月1回から3ヵ月に1回にすると、いう中で非常時、もしくは何か動きがあった場合、すぐに測定をして公表するというものでありましたが、これはどうして測定を公表しなかったのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まず北海道の測定値を参考にしておりまして、大きな変動がないということで直後の測定は行っておりません、以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 北海道の測定を信用して測定をしないのであれば、12万円以上かけてガイガーカウンターを買う必要がない訳です。これは貴重な予算を使ってカウンターを買って測定をすると、地域住民の安全を守る、しかも、占冠村の場合、一番近い旭川までかなり、100キロ離れているということですので、3ヵ月に1度にするという条件の中にやはり何か非常時の場合は測定をするということであったと思います。これについて、庁内でどなたかが測定した方がいいのではないかという声があがらなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 測定している者が限ら

れているものですから、私のところには直接ありませんでした。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 私も気になっていました。連絡をしようかと思っていたのですけれども、それは議会でも質問していますし、こういう状況であれば当然、測定をして公表されるものであろうと思っていた訳です。それがいつまでたってもその動きがないということで、今回も質問することにしたのですけれども、やはり緊張感のなさから来ているのではないかと思います。

福島第一原発が本当に危ない状況だと分かっている、行政としてもお金をかけてその備えをしている訳ですから、今後このようなことがありましたら速やかに測定、公表をしていただきたいと思いますが、もう一度、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 福島の実況を注視しながら今後とり進めたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） もう1点ですが、この件についてぜひ、保育所、学校等で保護者等に3ヵ月に1度にすることをヒヤリングをしてほしいと、そういう機会もあろうと思うので、したいという答弁をいただいていたのですが、それについてはいかがですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 保護者へのヒヤリングはまだ、しておりませんが、トマムでしたら村長室移動もございますので、そういった機会に若い方々のご意見は伺おうと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問にいきたいと思います。これは以前から指摘をされています、災害時の防災無線、避難勧告の連絡

についてなのですけれども、現状ですね、広報車で地域を回る方法がとられております。以前の避難訓練の際に私も広報車に搭乗させていただきましたけれども、中央地区全部回るのに約1時間かかるのです。一度家の前を通ると帰ってくるまで非常に時間がかかる。大雨を想定した訓練であれば、屋根に雨の音があたって非常に聞き取りづらい、しかも、現在の住宅は密閉性が高いですから、非常に聞き取りづらい状況にある。避難するかしないか、どこに避難するのか、どうなっているのか、情報を共有するというこれは災害対応の第1歩、ここを間違えると大変なことにもなりかねない、ということです。これについてお伺いしたいと思います。現在、ニセコ町ではコミュニティFMの放送を使ってこの防災対策をしている。これは防災ラジオというものを町で配って、お貸しして、もちろん普通のFMラジオでも周波数合わせれば聞けるのですが、町でお貸ししてるラジオは非常災害時には、最大音量で音が自動的に入る。避難してくださいという放送が入るという仕組みになっています。また、光を使った防災無線のシステムなどを採用している町村もあります。こういうことを行政で今後どうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。防災対策におきましては、情報伝達は重要な対策の一つと考えております。昨年度議論をいただきました占冠村総合計画の見直しにおきましても、交通インフラの活用は重要な課題として、提起されています。見直し総合計画において重点施策として通信インフラがうたわれてます。地域情報を自動的に流れる家庭端末の導入検討ということで、提案されておまして、村としてどういった情報を通信が効果的で経済的なのか、具体的にどういった方法が導入できるのか

といった検討を進めたいと思っております。また、商工会の方からコミュニティFM、そういったことも活用できますよというご説明がありましたので、村にとって光を使うのがいいのか、FMがいいのか、そういったことを内容を検討していきたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 防災計画の策定が今年度行われるということですが、このことは防災計画の策定の中にも盛り込まれていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 情報伝達は当然防災計画にのりませけれども、具体的なものはまだのっていません。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 発防災計画を基本にして、考えていきたいということをお伺いしています。策定の中で先ほどもおっしゃっているのですが、策定の中で先ほどもおっしゃった、村長の認識もそうですが、これが始まりが間違えると大変なことになるということです。ぜひ反映をさせていただきたいと思えますが、もう一度お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） まだどういった方法か決まっておられませんので、具体的な何ということとは記載できないと思えますけれども、現在の広報車による情報伝達では行き届かない、そのことは十分認識しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問です。マダニの感染症です。これもニュース等で聞かれています。重症熱性血小板減少症候群、SFTSというそうですが、ウイルス性の感染症で今、10名の方が亡くなっています。亡くなっている方は長崎、佐賀、宮崎、鹿児島、山口、広島、愛媛ということでは

も西日本、九州、四国地方ですので、東日本はまだ危機感が薄いと思うのですけれども、フタトゲチマダニというダニが、これは北海道にもいるダニなのです。ですので、中には行政でしっかりとこの感染症についてもしくはダニにかまれないようにということで広報している自治体もあります。占冠村はこういう山ですから、ご存じのとおりダニがつくことが非常に多いです。感染症で情報を正確に得てないところもありますので、行政としてこの感染症の対策についてしっかりと広報するべきだというふうに思いますが、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。村の対策状況でありますけれども、昨年の村の7月号の広報に、こんにちは、診療所です、の掲載欄を活用してダニに噛まれる、そういった記事を集めました。その内容でございますけれども、ダニに噛まれたら、それからライム病、北海道内の状況、予防対策についてでございます。村内的には4月から7月にかけて山菜採集の時期、野外活動の活発になるこの時期に多く発生している状況から今年の村広報の7月号で予防対策の記事を掲載する予定であります。また、村立診療所では、年間5件の患者さんが受診されております。また、診療所内にも山口先生によるダニの痲症についての写真と解説内容を注意、喚起するものを施設内に掲示しております。現在、村がとっている対策は以上でございます。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 分かりました、次の質問にいきたいと思います。質問3、トマムの若者の定住化についてであります。村内の大きな企業です。村が長い時間と力をかけて誘致をして育ててきたトナムリゾートですけれども、ここに勤務をしていて独身寮に入っている若者が

たくさんおります。行政としてこの数を把握はされているのですか、またその若者たちが村に定住していただくために、何らかの対策を講じているのでしょうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） リゾートに従事する従業員の数につきましては、毎年2月1日現在におけるトナム地域内定住人口調査、そういったことを村独自で行っておりまして、公表はできませんけれども、把握はしております。定住対策でございますけれども、高速通信網が未整備でインターネットが使えない、そうしたために、若者が出ていくといった声が多くありましたので、光通信網の整備はいたしております。具体的な大きいものにつきましては、この光通信の整備でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 若者になかなかきてもらうということが難しい市町村、中山間地の市町村が多い現状であります。どうにか若者を地方に定着をさせようということで、協力隊等の制度を作って推進しているということです。我が村にはリゾートがあるということで、幸いにも若い人が定住までいかない、定住未満の状態でリゾートで働いている訳です。こういう人をインターネットの整備をただで、後は何もしない状態にしていると、現状今、トナムは非常に高速道路で便利で、さらに先ほどもお話が出ましたガソリンスタンドがないという状況もあって、清水町に住んだり、新得町に住んだり、帯広市に住んだり、という人たちが非常に増えてきています。これはすぐ目の前にいる若者たちを逃してしまって、寮に入っている間に何とか定住してもらうような施策を講じることで、定住してもらう確率は非常に高くなる、というふうに思います。若者が魅力とを感じるような住居、そういったものの建設も含めて、今後定住

対策を進めていく考えがあるかどうか。楓も確かにありますが、あそこは短期でしか住めません。あの広さであの状況の中で、今もちろん住んでいる方もいらっしゃると思いますが、魅力を感じてそこに定住しようと思ってもらえるかどうかということなのですが、そういうことも含めて、定住対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 住宅問題につきましては、正直、頭が痛いところがございます。村といたしましては、公営住宅を中心に住宅政策を進めてまいりました。社会状況も変わってきて、公営住宅ではなく、一般住宅も村内に必要だという声が一昨年前から出始めておりまして、今村では民間の賃貸住宅導入できないか、誘致できないか、そういったことを検討して準備を進めてるところでございます。一つ5月20日に行政報告で申しましたけど、トマムの総支配人、それからユニットディレクターというのですか、それから村の方は村長以下、理事者、副村長、教育長、それから管理職でいらっしゃる方はその中に入っていて、ざっくばらんな意見交換をいたしました。その中でも住宅問題出されてまして、決定的な案はないねという話にはなったのですけれども、一つの方法として、今村が進めようとしている民間の賃貸住宅、あれをトマムでできないか、そういったこともこれから提案したいと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 山本君の質問中でありますけれども、ここで1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

3番、山本敬介君。それでは引き続き質問を

させていただきます。トマムの若者の定住化のお話をさせていただいておりました。トマムリゾート、星野リゾートですね、非常に人気のある会社で今、新入社員は非常に難関を突破して、入社している優秀な人が多いです。OJT、研修機関は全国の星野リゾートの施設の施設を回って最終的に自分で選んで戻ってくる、そういう方が多いです。トマムにも積極的な気持ちで来ている若い人が非常に多いです。幸いことに、占冠の人柄だとか、地域文化、食文化、自然環境、そういうものに非常に魅せられて良いところだと、言ってくれる方々が交流をして多いなというふうに感じています。仕事がなく帰れないというのは聞きますが、村内で仕事があると、そういう若い人たちがいて、しかもそういう人たちを定住化させられないのは、これは本当にもったいないというふうに考えているのです。繰り返しになりますがそういう人たち、もちろんそれ以外の人たちの定住も大切ですが、そういう目の前にいる若い人たちの定住についてこれから何か具体的な施策を考えていかれるおつもりはあるのか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 前回、先ほど申しましたけれども、トマムリゾートとも打ち合わせとか、情報交換会をさせていただきました。その中で全国採用と現地採用があって、トマムの現地採用も数人いらっしゃる。その中にも本村の方がいらっしゃるということをお聞きしました。それで定住政策をこれから進めたいということで、お話したのですけれども、リゾート職員の生活圏というのは十勝圏、先ほどおっしゃっていたように新得町だったり清水町だったり帯広市であったり、そういう意識が非常に強いというお話をお聞きしました。そういったことを払拭させて占冠村に目を向けさせるのにはどうしたらいいか、というのはちょっと

と村だけではできないような気がします。トマムの集落対策、まだ具体はしてないのですけれども、今年1年中央地区で集落対策をやります。そのエキスというか、1年勉強してトマムの集落対策を進めてみたい、その中では当然、若者の定住ということも出てくると思いますし、そういった中で進めたいと思っています。それから転勤族の方が多いと思いますけれども、中央の方にも家を建てられている方もいます。占冠に永住したいという方につきましては、村の条例がありますので、そういったことも星野リゾートの方にPRしたいと、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） そうですね、特に若い人、リゾートの方のお話を意見を取り入れて進めていただきたいなと思います。十勝圏に住まれている方、支配人もそうですけれども、もちろん個人の自由があるのですが、トマム地区の学校のこともありますし、できるだけ住んでいただけるような施策を進めていただきたいなと。私自身もですね、22歳で来まして、25、26歳の時にどこか一人暮らししようかなと思った時に南富良野町でもいいかなと正直思ったのです。その時に中央で物件があるよと。中央に住んだらどうだいというふうに声をかけていただいて、住んだという、そういう経緯があります。これは痛切に感じるのですが、何かきっかけがあれば、せっかくここが気に入って来ている若者が多いですから定住してくれる方が増えるのではないかと考えています。トマムとそういうことについてこれからも話し合われていかれるのかどうか再度、最後に確認したいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現集落対策は全村的に進めなければならない、大きい課題だと思っています。その中でトマム地区、向こうは第三次

産業が中心で構成されている集落でございますからその特色を生かしながら、魅力ある地域づくり、集落づくりどうしたらいいか、企業を含めて若者の定着化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） それでは次の質問です。地域材の活用について、その一つ目のクラフト工房ですけれども先日、観光協会の総会、5月27日に行われまして、昨年度の村のしもかぶ工房、クラフト工房の収支結果を見させていただきました。平成24年度の売上が1,049万3,993円ということで、これは平成23年度がその前年度587万1,264円でしたので実に179パーセントという収入でした。これは非常に素晴らしいというふうに感じております。収支上プラス528万3,407円というふうになっておりまして、これはクラフト工房単体の収支なのですけれども、実際には観光協会の職員とか手伝っていて、見えない経費がまだまだかかっているということで、ぎりぎりとんとんなのではないか、というようなお話をその総会の中でお聞きしておりました。森林資源の活用再生事業ということで、補助事業として前年度520万円村から出している。ただその分は単純の収支でプラスになってきているということでこれから先が非常に楽しみだなというふうに思っています。地域の木材を地域で使っていくということは、今後大きく求められているとクラフト工房はその出口として非常に有効だというふうに思います。地域の材をクラフト化して、リゾート等で販売をしていくという方向性が見えてきたのかなと。いうふうに思っております。今年度420万円ということで村からお金を出しておりますけれども、今後村としてはどういうふうにこのクラフト工房について考えておられるのか、方向性をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。クラフト事業につきましては、NPO法人占冠村づくり観光協会を委託先に3年前に国の雇用、交付金を活用してスタートいたしました。村といたしましても、昨年の売上が1千万超えてるとそういうお話を聞きまして、これまでの実績を高く評価しております。補助金の考えでございますけれども、2年間の助成措置を継続しておりますけれども、今後についてははっきりした方向性をお示しすることは今の段階ではそこまではちょっと至っておりません。観光協会の総会でも工房の自立のお話はありましたけれども、重要なことは工房事業が将来にわたって、生業として成立して村の産業として継続していくことにあるかなと考えております。そういった意味におきまして、工房事業を運営する観光協会の運営方針が将来の工房事業を左右するものと考えておりまして、観光協会事業全体の中で工房事業がどう位置付けられて、今後どういう経営戦略をもって進めていかれるかそういったことを見極めて、今後の方向性を判断したいと考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 観光協会の総会でも独立を促していくと、できればクラフト工房として独立独歩やっついていけるといことが理想だというふうに私、思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、地域の木材、森林資源の出口という位置づけをしっかりと認識をして、行政として地域として助けるところは助けて、軌道にこのまま乗せていっていただきたいと思いません。そんなこともありまして今日はアイディアの提案なのですけれども、旭川大学ではじめられています、生まれた子供に椅子を贈ります「君の椅子」というプロジェクトがあります。これは震災支援で3月11日に生まれた子供に贈ろうということで、被災地にその椅子を持って

訪ねた、元北海道副知事の磯田憲一さんが客員教授としてゼミの学生たちと一緒に始められた事業なのですけれども、このことについて村長はご存じでしたか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 君の椅子、テレビにも出ておりましたし、新聞雑誌などでも掲載されておまして、間違っていれば失礼なのですけれども、世界に一つだけの椅子、そういったことで承知しております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 2006年から始められているのですけれども、東川町から始まって今剣淵町、愛別町、東神楽町と参加をされています。地域の材をクラフトにして、それを外に販売するだけではなくて、住民に還元する、住民へのお祝いに使っていくそういう取り組みをですね、これは君の椅子プロジェクトに参加するかどうかということではなくて、占冠村として地域の材を使ったクラフト、そういったものを住民に還元していくような取り組みを今後進めるつもりがあるかどうか、お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村占冠村の地域材を活用したものづくり、そういったことは大変素晴らしい取り組みだと考えております。森林資源の活用という点からしましても、可能であれば占冠村の木材で地元の工房に製作をお願いして進めることが望ましいと考えておりますけれども、地元にも木工場がないということや、工房の人員体制の問題もあって、そういったことがちょっと当面の課題になるのかなと思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 当面の課題はあると思います。クラフト工房の担当にも話を聞きましたら、現状、他の仕事も結構忙しくてそれに対

応できるかどうかというのは難しいかもしれないというようなことを言うておりました。ただ、今いる職人さんももともと家具職人ですから椅子なんかも道の駅で販売していたりします。ですので可能性が十分あるのかなと、またそういう行政の一定の仕事が全体の何割か占めることでより安定をしていくのではないかなというふうに考えております。これはまだ先が長い話かもしれないですが、考えていただきたいというふうに思ってるのです。関連でお伺いするのは教育長になりますが、中学生の椅子を地域材でという活動も東川町でも同時にやっています。これは中学生の入学時に机と椅子を全部町内で作られた、木製でつくられているのですが、特に椅子に関しては生徒の名前が刻まれたもの、入学時にプレゼントすると。学校で3年間大事に使っていただいて、卒業時には持って帰っていただくと。こういったことも地域材の活用ということで、考えていけるのではないのかなと。これも将来の話になるのではないかと思います。教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長。

○村長（藤本 武君） お答えさせていただきます。今現在そういったことについて、検討はしておりませんが、先ほどのお話によりまして、地域材の利用ということでございますので、政策的な一面も持っておりますので、今後村のそういった動きを教育委員会としてもみていきたいと思っております。それと現在の話なのですけれども、観光協会のご厚意で中学校3年生に合格箸ということで五角形の箸を寄贈させていただいております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 次に6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 議長のお許しをいただきましたので二点ほど質問させていただきます。まずはトマム給油所の、先ほど村長は廃止ではなく休止だと言っていたのですが、村は今後どの

ような対策を考えているか伺いたいと思います。今年の3月31日限りでトマム給油所は休止になりました。多くの住民が不便さを感じています。家庭燃料の灯油については配送されていますが、自動車の燃料については遠くへ行かないと給油できません。また、トマムリゾートがあります。観光客の車も多く、5月中だけでも14件のガソリンを売ってくれるところはないかという問い合わせがあります。住民の不安を解消するところにもなにか必要と考えますが、村長は先ほど木村議員の質問に対して具体案を持っていると答弁されていましたが、どのような具体案かお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。トマム地区のガソリンスタンドの休止につきましては住民生活への影響は大きいと、そのように思っておりますし、先の住民懇談会でもガソリンスタンドがなくなったことによってパンク一つでも困るし、ブラッシュカッターの燃料もわずかな量でも遠くまで買いにいかねばならないと、そういったお話がありました。先ほどもちょっとお話ししましたけれども、5月20日にトマムリゾートとの打合せ、意見交換を行いました。リゾート側でもレンタカーやマイカーで来られるお客さんもいらっしゃいますけれども、そういった方々のガソリンスタンドの利用があるんだと。また、当然従業員もあの地域に暮らしてまして、従業員の利便性を考えるとやはりスタンドが無かったらリゾートとしても困るんだと。そういう声がありましたので、企業とも何ができるか、今村の方でも、これはちょっと相手があることですからこれは具体的にこうだというのは今言えませんけれども、具体案を持ってなるべく早い時期に再開していただけるかどうか、そういった協議の場を持ちたいと、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 私は昔、トマムにまだスタンドが無かった頃には、物置や自動車からガソリンが抜き取られる事件が何度もありました。現在は車の通りも多く、また村営住宅には車庫がありませんので盗難の恐れがあると思います。行政としての安全対策と指導をお願いしたいと思うのですが、村長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 行政で直接行うということは困難かと思えますけれども、村には防犯協会等がございます。それから、トマム地区には町内会もありますので、もしそういったことが危惧されるのであれば、そういった団体等とも話し合いをしてみたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 具体案については持っているということで、まだここでは話ができないということですが、トマムには観光客が多く入ってきます。それに対して、占冠からトマム方面へ来る高速道路に、給油所がありませんという看板は張られております。しかし、この道道にはそれがない訳です。やはりお客さんが安心して走れるように看板か建物を立てていただきたいと思いますが、その辺についてはどう考えているかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） ちょっと最後の方お聞き取りできなかったんですけども、スタンドの経営というのは経済行為でございます、村で関与できる範囲というのはおのずと限られてくるような気がいたします。今できる範囲、行政としてできる範囲でどういうことができるか、そういったことを検討しておりますので、旅行者がガス欠になると、そういった状況も聞いてお

ります。中央地区でも18時過ぎたら給油所はやっておりませんので、それからガソリンを必要とするドライバーも見受けられますので、なかなかそういう経済活動に助言するのは難しいのですけれども、できる範囲のことでやっていきたいとそうように思っております。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） スタンドについては、トマムのスタンドはまだ耐用年数があると思えますので、再開に向けて所有者との話し合いを進めていただきたい、このように思います。

続きまして、質問2に入ります。道路の管理についてでございます。村道のトマム団体線は毎年春になると冬の雪により、また台風時期になると木が折れたり倒れたりし、道路をふさいでいます。現在は木も片付けていますが、雪解けの4月から6月ころまで木が倒れたままでしたので、住民からも何とかしてほしいという苦情がありました。村は村道に関しての管理体制はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村道の管理体制でございますけれども、定時のパトロール、それから雪解け時期及び大雨の後、そういった時は随時パトロールを職員又は嘱託職員、委託業者が行っております。パトロール時に発見したときは作業できることは実施してはいますが、できない作業は業者をお願いして対処しております。パトロール以外で住民の皆さんにより、倒木や修繕箇所の報告を受ける場合がありますけれども、これにつきましても随時対応している。村道の管理につきましてもそういう対応を行っております。

○議長（相川繁治君） 6番、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） トマム団体線は道幅が狭く、舗装になってはいますが、また枝の折れやすい葉の木が両方から覆い被さっている場所が

あります。夏になると自転車やオートバイがハイキングを兼ねて通っています。風の強い時期に合わせてなにか立て看板でも立てていただきたいと思います。以上をお願いして、私の質問は終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村道管理に必要な標識・サイン類はどういうものがあるか、検討して立ててまいりたいと思いますし、職員が目の届かないところがあれば、ぜひ発見された場合は産業建設課が担当になりますので、そちらにご連絡をいただければ至急対応いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（相川繁治君） 次に、5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、四点ほど質問をさせていただきます。第一番目に集落対策であります。道新の新聞報道にもありましたが、道の集落支援モデル事業として占冠・双珠別・中央が選定され、ふるさと活性化推進委員会の中で4つの本年度の事業計画が決められたとありました。そこで私は双珠別の集落対策について村長に質問をさせていただきます。皆さんご存知のように双珠部地区は中山間地域の中でも取り分け自然条件の厳しいところでもあります。しばれもあるし、雪も多い。そういう状況の地区で、今、あまりこういう言葉は好きでないんですが、限界集落に近い状況にあると思います。また、将来的になる可能性が大だと、そう考えておりません。集落には4つの段階がありまして、存続、準限界、限界、消滅と。そういう中で今、せっかくモデル事業に選定された訳ですから、なんらかの方策を考えないと、近い将来に限界集落になってしまう、そういう状況ではないかと思えます。準限界集落というのは定義によって、55歳以上が50%居る、なんとか後継者もぼつぼ

つといるような状況ではないかと思えます。限界集落でしたら65歳が50%です。そういう定義の中で、村長のこの集落がこういう状況に至った経緯というか、村長の思いというのを確認させて質問に入らせていただきたいなと思えます。なぜこのような状況に至ったのか、ということでもあります。やはり雪の多い、しばれの多い、当然凍結がある。そして十勝とか畑作地帯の最適地のように日照時間が短い。そういう中で農業を営んできた人は大変なご苦労をされてきたと思います。そして、十勝みたいな大規模ではなく、小規模な中でこつこつと頑張ってきた。そういう人たちが農業に見切りをつけ、当時は北海道でも有数の木材供給地でもあった訳です。占冠村は。そういう中で期間を問わず、閑散期、冬期間の間、林業で農外所得を得て、なんとか補完してカバーしてきたと、そういう状況であったと思います。それが林業の衰退によりそれがなくなった。あるのであれば、農業にこれ以上の限界を感じて出て行く。そして時の政権による、ころころ変わる農業政策によって翻弄された農業者が一番かわいそうで残念だと思います。そこで村長が、今私が言ったような問題、これがすべてとは言いません。いろいろな複合的な要因は多々あると思います。そういう中でモデル事業の計画を策定する中で、村長の思いというか、限界集落化されていることに、どういう理解をしているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 占冠村に開拓の鍬が下ろされてから双珠別地区が開墾で、村内でも気象条件の悪い中で、水田、畑作、酪農、畜産と、本当に多種に渡った農家経営をされて来られました。日本の経済もありまして、現在のような形に推移しているかと思えます。まだ残って農業やられている農家には本当に敬意を表したい

そのように思っています。今回の集落対策でございますけれども、現状とそれから10年後の姿と言いますか、それぞれ一戸一戸の意見を聞いてまいりたい。それから集落に対する思い、そういったことが集落の活性化に結びつくものとは私は思っておりますから、そういった素直な気持ちを開かせていただきたいと思います。それによって、双珠別の方向性を出していきたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今の村長の答弁を聞いていて、やはり私たちと共有する部分があるなと思います。ともうすれば、今までは机上の行政の中で計画し、住民に説明し理解を求めていくという手法が主だったと思います。やはり当初の計画の中にはやっぱり住民に参加をしてもらって、そして住民の意見を多く聞く耳を持って、そして新しい方策を考えていく、そのことが一番必要ではないかと思います。村長の答弁を聞いていて、なるほど私もそういう共感をえましたので、そのような方向で頑張ってください。

次の質問に移ります。質問2、通学路の安全対策であります。住民懇談会の中でも双珠別とか占冠地区で、学童の通学時の安全対策について毎年のように要望がたくさん出ておりました。今年の川添の住民懇談会の中でそれを見まして、昨年も通学路のことを私がやったんですけども、その行政の答えの中に要望が関係機関、開発だと思えるんですけども、していますということで、教育長の答弁が昨年ありました。今年も答弁者が村長になっておりますけれども、そういう中で検討しますということは私たちからしたら、なにもやらないということと同じなんですよ。やはり機会がある毎にきちんとその通学路が安心・安全に通学できるという状態を確保していただくということを折り重ねていって

いかなければ行政なんて進みませんよ。たぶん1回だけ要請したということだと思います、住民懇談会の報告を見たら。その辺は保護者のことも考えてきちんと対応していただきたい、そう思います。また村は独自の対策としてどのような安全対策がされようとしているのか、考えればいろいろあると思うんですけども、その辺の安全対策はどのように考えているか伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えします。前回、教育長が答弁したと重複するところがあるかもしれませんが、昨年の8月1日に通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検会議を行っております。対策の内容について今年の村広報しむかつぶ4月号に掲載してございます。具体ですけども、国道237号における通学路を示す標識設置については、北海道開発局において早急に対応していただきました。それから村道における通学路を示す標識設置については今年度中に実施してまいります。国道237号と村道東1号線の接続部分における対策でございますけれども、車道部分の改良等どのような方法が良いのか、これは検討しているところであります。この緊急合同点検会議とは別になりますけれども、双珠別地区と中央地区間の安全対策でございます。路側帯の草刈りについては昨年同様早目に実施していただくことで確認してございます。また、歩道の設置については北海道開発建設部富良野道路事務所と協議をしておりますが、利用人員数等から予算がつきにくいのが現状であります。他の方法を含め、今後も安全対策について協議してまいります。それから村では交通安全旗の設置ですとか、通学路注意の看板を設置して通過車両への注意喚起を促してきています。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 村の方でも安全対策についてきちんと対応していると受け止めます。交通無事故死ゼロも2,500日を目指して村でも頑張っているところではありますが、やはりなにか起きてからでは遅いんですよ。なにもやらなくてなにかが起きた。やっけていても起きる場合もある。やっけていて起きるのと、やらなくて起きるのは全然質が違う、そういうことを申し上げておきたい。高速道の出たところの国道、中央から行ったところの歩道が切れているんですね。あれをもう少し広げて、あの出入口をきちんと役所の関係機関にも要望するとか、要請するとか、その辺を対応していただかないと、それも去年言いました。そして今草刈りのことも言ったんですけども、やはり道の予算も財源不足なのか、今まで2回も刈っていたのに、今1回なんですね。昨日も見えてきたら、イタドリが伸びてもうガードレールが埋まっているんですよ。あれでは同じ対向車も車から相手が見えないし、ましてや小さい子どもらが車を確認するのはカーブなら大変なんです。国の方では自転車の走行を検討中だと言うけれども、自転車も左側走行ですが、今度車に向かって自転車が走行するように検討されているようですね。そういうことを含めてやっぱり路側帯の草刈りを早目にやってもらう、そういうことが一番安全対策の基本だと思います。

次の質問に移ります。質問3、高齢者の健康への予防と増進に向けた講座について。これも去年私が言ったことがあるんですね。湯の沢温泉のリニューアルオープンに向けて少しでも健康づくりのために講座でもやって、湯の沢温泉を利用してやったらどうかということで、質問した中で、福祉もさっそく取り入れて去年の秋から今年の2月3月にやってくれました。回数と1回の講座に出席していた人数、その中に支援介護の方がおられたかどうか、そのことをお

伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） お答えいたします。生活習慣病の予防対策として、コミュニティそういった機能も期待できるということで、温泉利用施設を活用した健康づくり事業を昨年行っております。その効果も確認しております。高齢者の閉じこもりですとか、冬期間の運動不足解消、そういったことが一つの効果であったかなと思います。前期と後期で2回行っております。前期については3日間で述べ人数56人、実人員で21人。後期も3日間で延べ人数45人、実人員19人。総計述べ101人の参加状況でございます。それから、介護認定を受けている方は時間をいただけないでしょうか、今そのデータを持っていませんので。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今の2回で延べで101人と。かなり高齢者の方が利用されたということで、高齢者の方の健康作り予防を増進するためにもそういう講座も、重複しているのがどこかでやっけてあるかと思っておりますけれども、やはり温泉という特別な施設の中でそういう講座が開けるというのは、やはり行ってみようか、温泉入ってみようかというような形で参加する方もいるんだと思います。ぜひ継続してこの講座を続けられるのであれば続けていただきたいなと思っておりますが、村長の考えをお聞きします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今年度の事業計画でございますけれども、年齢を下げまして生活習慣病ですから20歳以上の村民を対象に考えています。富良野保健所の後援をいただきながら、開催時期を若干早めて、10月ころに3回、11月ころに3回、計6回を予定しております。講師は村の保健師と栄養士が務める予定になっております。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） ぜひ高齢者、若年者も含まれるということで、健康作りのためにぜひやっていただきたいなと思います。

質問4の質問をさせていただきます。下水道の維持管理についてということで、昨年宮下地区で本管の目詰まりというか、それが2回起きたんですよね。1回はまだ日中だったから良かったんですけども、1つは夜間に入ってしまったと、直ったのが夜中の11時ころだと。そういう関係でトイレが水洗なものですから、トイレも使えない、詰まったところが川添のトイレが近くにあったもので、あそこを利用していたということでもあります。下水道の村延長がどれくらいあるか分かりませんが、計画的にきちんと本管の清掃を段階的に、単年度の計画を立ててやっていただきたいなと思います。そして、どういう仕組みになっているか分かりませんが、清掃についても業者さんが浦河町から来るっていうんですね。詰まって大変だから呼んだら浦河町から3時間で。もう少し近いところにあるのであれば、近いところの業者を利用するかそういう方法もあるのではないかと思いますけれども、村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 昨年度になりますけれども、2回管渠の閉塞の報告があります。この管渠の閉塞の原因というのは大量のティッシュペーパーの固まりですとか、油、砂利、それから軍手、布、携帯電話、そういった水に溶けないものが流入してきたときに管の閉塞が起きまして、バキュームで吸い取る、そういった改善策しかございません。そういった平成22年度からそういった事故もございますので、平成22年度、平成24年度、それぞれ平成22年度は補正予算で、平成24年度は当初予算等で予算を組んで、それぞれ管の清掃を行っております。平成25年

度も当初予算で300メートルの管渠の清掃を予算計上しております、今後におきましても詰まる場所というのは今までの経験値からおおよそ推測できるようにございますので、そういったところからの清掃をしてみたいと思っています。ちなみに管渠の総延長ですけれども、12.5キロメートルありますので、これを全部やるという訳にはちょっとまいりませんけれども、主にそういう危険箇所を優先して清掃していきたいと思っています。それから業者につきましては、今どこから来ているかは分かりませんが、議員がおっしゃるとおり、一番近い業者が適切でないかそのように考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 今、村長の答えでも総延長が12.5キロメートルでなかなか全部やるというのも難しい、大変だということでもありますから、軍手とかティッシュの固まりだとかいろいろなものが入り込んで、そういう目詰まりも起こすのではないかとということで、私はどちらかというとマンホールの蓋のすき間から小さい土砂が入って、それが沈殿して溜まってというような考えをしていたんですけども、そういう異物が入って詰まるのであれば、広報かなんかでも一つ、トイレや下水道には異物を入れないように注意するような方法も一つの方法かなと思います。答えをいただいて私の質問は終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 議員おっしゃいました砂利で管が閉塞するというのもございます。ただ異物もありますので、ご指摘のとおり広報でそういったことは周知させていただきたいと思っています。

○議長（相川繁治君） 次に、2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは二点ほど質

問させていただきます。まず、一点目で集落支援モデル事業について、これにつきましては既に5月1日、5月10日、6月4日の道新に詳しく載っております。ここに書いてありますように過疎化の衰退が集落を支援するモデル事業として村内3地区、占冠・中央・双珠別が道から選定されております。この事業は2年間実施され、占冠村については第1次産業を中心として、基幹産業を通して、集落を維持活性化する基幹産業モデル事業でありますと、こう書いてあります。豊かな森林資源を活用した木質バイオエネルギー活用や、関連産業の振興、移住定住対策が主な内容になっております。そこでこの二点を質問したい訳なんですけど、実は6月4日の道新にこの他の事業として1次産業だけだと思っただけなんですけども、この他の事業として村内NPO法人山ほたるが運営する地域カフェぽっこてぶくろを活用したコミュニティの活性化、占冠神楽、占冠青巖太鼓など伝統芸能のうんぬんとあります。そこで私、二点だけ1次産業なものですから、1次産業の二点だけを書いたんですけども、こういう諸々の事業がありますので、質問にないので失礼ですけども、この事業の全体像はどういうことになっているのか、もしもここでお答え願えればお聞きしたいなと思います。議長よろしいですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） この集落支援モデル事業を進めていく柱になるのが、占冠ふるさと活性化推進委員会、そういった組織でございます。委員長には企画商工課長になってございます。ここに村から補助金を下ろしまして、今年度につきましては地域伝統文化の振興、地域資源の活用そういった取り組みを進める、そういうのが一つございます。それからもう一つは道の集落対策モデル事業の絡みでございます。この中で住民の意向調査ですとか、住民との意見

交換、そういったことを実施してまいります。こういった事業をやるのと、集落対策といえますか住民の意向調査をやる、今活性化推進委員会はこの二つの役割を持った組織ができたところでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） そこで、そういう二つの要素を持った事業なんですけれども、これは新聞には発表されているんですが、一般住民にはほとんど発表されない。分からないですよ、中身が。これはなんらかの格好で全住民にこういう諸々の仕事をやりますよとって周知したいかがか、その辺お伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先日、この占冠ふるさと活性化推進委員会というものが設立されました。実際ここが動き始めますので、その前段といいますか、もちろんPRといいますか、こういうことをやるんだというのは周知したいと思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 村政執行方針の、4、5ページに、これに似た村政執行方針が書かれておるんですよね。庁内に担当の枠を越えたプロジェクトチームを設置して、地域おこしをやりたいと、こういうような感じなんです。これと全く同じだと思うんですけども、少なくともこういう事業をやるには、すでに骨子案というものができていて、そして一つのメニューにしたがってプロジェクトチームができあがって進んでいくと。それが私は筋かと思うんですけども、どうも今話を聞いていると後先のようなプロジェクトチームができて、その中で共有してやるというふうな受け取れるんですけども、それは逆ではないかと思うんですけども、その辺の村長の考え方をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 執行方針で述べておりますのはエネルギー対策でプロジェクトチームを作って進めていきたい、そのように表現したつもりでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） この問題はいろいろ言っても仕方がないんですけれども、村政執行方針に載っているのはエネルギー対策でなくて移住定住集落対策で村長は言っているんですよ、ここにあるから間違いありません。その中にはエネルギー対策の問題は一つもでない。移住集落対策、そこに暮らすための就業うんぬんということで、新たな雇用の場を生み出すために庁内で枠を越えたプロジェクトチームと。全然違います、エネルギー対策ではないんですよ。いつ執行方針の趣旨を変えられたか。どう考えても理解できないんですよ、今の答弁は。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 私の記憶で大変申し訳ないんですけれども、エネルギー対策というのは村の総合計画の見直しで答申いただいたものがございます。これを推し進めるには、ひとつの部署では当然推進できないということもあって、プロジェクトチームを作って進めていきたい、そのように自分では思いを書いたつもりでございます。もちろん移住定住対策も今企画が主管していますけれども、農業ですとか観光ですとか、多岐に渡りますから具体的に動いてくればそういったことも当然必要ですし、今これから現況調査をやりますけれども、各関係課の意見も集約して進めているところでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 私、この問題を言いたくてやっている訳でないんですけれども、たまたま新聞にそのように書いてあったものです

から。これ村長間違いですよ、移住集落対策の方で庁内に担当の枠を越えたプロジェクトチームというのがここにあるんですよ。それは村長の判断では総合的に考えているかも知れないけれども。庁内の枠を越えたというから、道新に載っているように企画課長がトップになってやられているし、占冠神楽や青巖太鼓うんぬんあって、村長今の発言はだいぶおかしいと思います。いや、よろしいです。それを今日ここで言おうとは思っていませんので。そこで本論に移しまして、まず、木質バイオマスの活用や関連産業の振興、移住定住対策が主な内容となっておりますと書いてありますので、それで村は木質バイオマスを含む自然エネルギーの対するビジョンはどのように考えているか構想をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 昨年村の総合計画の見直しを前倒しで行いました。それは喫緊の課題といたしますか、エネルギー対策もありますし、社会情勢が大きく変わったということで見直しを行っております。総合計画の見直しの中で、木質バイオマス等の地域資源を活用した新エネルギーを活用していくことにより、地域の活性化を図っていくことを方針決定されております。目標達成に向けては森林や、小水力、雪氷エネルギーなど占冠村の地域資源エネルギーとして活用できるシステム、そういったことが必要だと思っております。村では地域資源を活用した新エネルギーを図るために、現在先行して木質バイオマスを活用していく、そういった考えでございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） なかなか新エネルギーという幅広い分野があります。まず、木質バイオマスについて、前回村長は確かに湯の沢温泉のボイラーの関係で薪を焚くとかというこ

となんですけれども、木質バイオマスのエネルギーをどの程度まで考えられているか。薪だけじゃ不十分だと思うんですよね。木質ペレットだとか、パウダーとかいろいろあると思うんですが。それに対する需要と供給の問題があるんですけども、その辺をどのように考えておられるか。それと、こういうのを始めるのは一般家庭よりも公共事業の施設が主だと思うんです。例えば小中学校だとか、総合センターだとか、現に化石燃料を使っているんですけども。そういうようなものを使いながら実際に木材を使ったエネルギー対策というのはあると思うんですが。そういう関係は村長はどのように考えておられるかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木質バイオマスの中でも薪を選定したのは、一つは経済性ということがございます。薪を作るのにも設備投資が必要でございますけれども、チップですとか、ペレット、そういったものに比べますとはるかに費用の面では少ない、そのように考えております。薪を考えておりますけれども、どの辺まで考えているんだというご質問だったと思います。今湯の沢温泉でございますけれども、湯の沢温泉のあり方の中でも新エネルギーの導入ということであってございまして、あそこのボイラーがもうダメになる時期です。これを契機に湯の沢温泉に薪ボイラーをまずは入れたいと。それで一つは検証してまいりたい、そのように考えております。それから公共施設につきましては、想定している福祉施設ですとか、大きいのは学校施設でございます。そういったところに供給するにはかなりの量の薪が必要なものですから、それは一気にはいかないだろうと。それから、石油を販売している事業所もありますので、総合的にその辺は考えていかなければならぬ、そのように思っております。一般家庭の普及です

けれども、湯の沢温泉でやってみて、それからどういう形で普及していくか、そういったことを考えていきたいそのように思っております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） もうこの辺で話しをしているだけではなくて、占冠村の木質バイオのあり方は、こういう方向性であるのでないかという一つの書いた計画書というものできてこなければおかしいと思うんですよ。確かに実際にやってみなければ分からないというのだけれども、今、薪の方が経済性がいい。一応これは計算されていると思うんですよね。パウダーだとか、ペレットを作るよりも、山から持ってきて、予算にも書いてあるように薪割り機械、チェーンソー、そういうものでぼんぼん割って作るから確かにそうかも知れない。これは計算されていると思うんですよ。そうすると、ただ話しをしているだけではなくて、これはきちんとした計画性をもってやるのが、もうこの辺で本筋だ。これは計画書を作ってやらなきゃダメだと思うんですよね。いつまで経ったって先の見えない論議なんです。やってみないと分からないからやらないのか、計画書ができないものか、やはりどうあろうと、ひとつの計画をもってやるのは今後の木質バイオを含む村の施策でないかこのように考えられるんですけども、いつごろになったらはっきりした占冠村の木質バイオの計画書ができあがるか、その辺村長の考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 現在、村で考えて進めようとしているのは湯の沢温泉の薪ボイラーでございまして、それが決まってくればこういった形でやりたいと、そういったことをお示しできると思います。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは確認だけさ

せてもらいます。湯の沢温泉で実際に薪を使ってやってみないと、この計画書はできないという判断でよろしいですか。経済性うんぬんという問題があるものですから、やはり少なくとも林業振興室ではこういうものの計画というものはきちんとできていなければならないと思うんですよ。湯の沢温泉で実際にやってみないと後には分かりませんよというのは、木質バイオと自然エネルギーという大きな見栄を張っていると思うんですよ。どうもその辺が分からないんです。もう一度村長、お答え願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 木質バイオマスをどう展開していきたいかという基本的な考えは林業振興室の方で持っております。ただ、まだ具体的なものでないものですから、まずは湯の沢温泉を手がけるときに全体のことをお示ししたい。聞いているのは、公共施設全部薪ボイラー又は木質ボイラーに転換するとなると、村有林・民有林の材だけでは賅いきれない、そういったことも伺っておりますので、どの辺でどうするかというのは、まだ内部でこれからつめることとなります。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 架空の論議を私はここでしたくないんですよ。少なくとも薪の方が経済性があって、湯の沢温泉でやればこれだけいいものであると。林業振興室でそういう計画を持っているというものですから、惜しまずにそういうものを出してもらいたい。それをやるのに、村長が言ったように民有林や村有林だけでは足りない、国有林も使わなければならないと。どこまでなにをやれば、薪を使えば国有林まで応援してもらわなければならないか。これは答えが出ているんですよ。そういう計画があるんですよ、なきやならないんですよ。ただ言っているだけではダメなんですよ。だから私

はその計画がぼつぼつあっても良いし、できていなければおかしいのではないというんですよ。専門屋なんですよ、林業振興室というところは。当然計算しなければならないんですよ。非常に難しいと思うんですけれども、もう一度答弁ください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 湯の沢温泉に導入するための比較計算というのは、持っております。ただ、まだ議会にお示しする段階じゃないということでご説明していませんけれども、そういったものはきちんとできております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） せっかく道から認定を受けてやるんですから、なんらかの計画がなければおかしいと思っているんですよ。それがなくなれば、ちょっと話しが別物ではないかと思うんですよ。認定を受けてやっているんですよ。だから、どういうことで、どういうものを出したから道が認定したのか、基礎があるはずなんですよ。せめてそれだけでも示していただけませんか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 道へ応募した時は、集落対策ということで、占冠他3地区基点になっておりますけれども、占冠村におきましては第1次産業と集落の活性化、それをテーマに提案してございます。その中で新エネルギーですとか、そういったものを活用して地域振興を図れるか、どういうふうになったら図っていいのか、そういった検討するために今回モデル事業の指定を受けております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） この問題はもうよろしいです。いずれにしてもはっきりした計画書がないということなので、こういう大きな事業については湯の沢温泉で使うだけでもいいです

から、ボイラーを改修したときには湯の沢温泉のお風呂だとか炊事場だとか暖房だとかという熱量が分かると思うんですよね。そうすると薪をどれだけ、どういうボイラーで焚けばどれだけの熱量が出て何立方メートルの薪がいるか、薪の質にもよりますけれども、カロリーの高い薪もカロリーの低い薪もありますけれども、平均して何立方メートルの薪がいます。そういうことは自動的に出てこなければならないんですよ。出てきていいはずなんです。そこで湯の沢で使ってみようかという計画がなしで、ただ使ってみないと分からないだけではまずいし、いずれ予算も取らなければならぬ問題も出て来ますので、この辺だけははっきり計画を作ってやってください。そこだけ言うておきます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 先ほども申し上げましたように、湯の沢温泉のボイラー導入につきましては、比較計算から熱量計算から全部しております。ただ、補助事業を今受ける考えでございまして、まだ採択になる前に公表は避けた方がいいかなと、そういうことでまだ議員の皆さんにはお示しておりませんが、そういうことはきちんと整理されておりますので。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それを先に言ってくれば、これまでしつこく言わなかったはずなんですけれど。絶対これは湯の沢温泉がやるのにはそういう計画がなければダメなんです。議員に見せられないというんですから、これ以上私は追及する考え方はないので、次に移ります。この事業に関係して移住定住対策の進め方についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 移住定住対策でございまして、このモデル事業に応募するにあたりましては、薪などの木質バイオエネルギー

の導入ですとか、その事業化、それに伴いまして林業及び関連産業の振興、そういったことをテーマに上げています。村が有する豊かな森林を始めとした地域資源の利活用によりまして、雇用の場を創出していきたい、そういったことが一つ集落の課題でもあると、そのような内容になっておりまして、今後こういった取り組みを進めることによって村内での雇用を作り、移住促進につなげていくように努力してまいりたい、そのように考えております。今年度は集落対策の一つとして地域おこし協力隊の採用を予定しております。地域おこし協力隊員の活動で集落対策も進めてまいりたいと思っておりますし、喜茂別町のようにこの村に定住をしていただけるようなそういう道もできれば作っていきたい、そのように考えてございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 地域おこし協力隊員は何名くらい予定していますか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 集落対策では2名を予定しております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） これはいつまでに募集して2名入ってくる予定ですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 担当課長より回答差し上げます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 地域おこし協力隊の募集の関係ですけれども、これから募集をかけるので、7月末までには採用したいと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 今、7月末という話しなんですけれども、夏が終わって冬になって

しまう感じなんですけれども、どうしてもうちょっと早くできなかつたんですか。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 今回の定例会で地域おこし協力隊の関係する予算も提案してございまして、そういった条件を整えた上で募集したいと考えております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） それでは次に住宅対策についてお伺いします。住宅が非常に不足しており、住民が困っているのが実情です。ただいま申し上げた、移住定住を進める上でも住宅の確保する必要がありますので、住宅対策をどのようにお考えかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 移住定住対策を行うにあたりまして、現在駅前の楓ですとか、ちょっと暮らしではトマムの施設を利用してやってございまして。ただご指摘のとおり住宅が不足している状況にあることは認識しておりまして、現在森林管理署の住宅がございましてけれども、その賃貸、又は村有住宅として購入したいということで相手方にはお話ししております。ただ今年から一般会計になったということで、手続に少々遅れるというお話もありますけれども、一つはそういった空き住宅を購入して活用していきたいと考えております。それともう一つ、以前から検討しておりましたけれども、民間の賃貸住宅の建設についてこれからでございますけれども、プロポーザルによりまして公募を行うスケジュールになっております。そのためには条例改正等様々な準備が必要ですので、本年度内に進めていきたいと、そのように考えております。それから、村外に転出されて空き家となる住宅があれば、これも賃貸とかで移住定住に一役買っていただけるのではないかと、そのように考えております。それから村は政策とし

て進めております村営住宅につきましては、長寿命化計画に基づきまして、平成28年度から随時修繕を実施していくと共に、平成32年度からは特定公共賃貸住宅の建設も予定してございまして。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 村は移住定住ということで、すごく力を入れているんですけれども、残念ながら受け皿がなにもできていないんですよ。少なくとも他町村の例を見ても、例えば住宅を建てるのに土地を分譲するとかいうのは、水道だとか下水道だとか道路舗装だとか全部入れてさあどうぞと。占冠村はまるっきり原野化しているところにさあどうぞと、これはなかなか来ないと思うんですよ。もう一つは、ある程度制約のない住宅を建てなければ、これはなかなかここへ入ってきて住む人はいないと思うんです。やはり先ほど山本議員の方からもお話しがあったように、せっかく来ても新得町だとか帯広市だとか、これは交通の利便が良いから通ってくると。そこで村も金がなくて非常に窮屈だと思うんですが、村長、この辺で一つ多額の税金を投入して、どなたでも入れるような住宅建設をすればいかがですか。毎回、住宅問題についていろいろなことを言われているんですが、村がどなたでも入れる住宅を建てる以外に方法はないと思うんです。これは村長の政策のうちのさらに重点施策としてやってはいかがというふうに提案したいのですが、村長の考え方を伺います。もう一点、民間住宅のプロポーザル、これ可能性あるかないか。プロポーザルをしてみないとわからないんですけれども、可能性はあるかないか、その二点だけお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 村単独で収入制限のない住宅を建てるということは、全部自己財源で

やらなければならないという一つの壁があります。まず、今プロポーザルやるために事務を進めていまして、これの結果をまず見てみたい、そう考えております。以前にプロポーザルの概略と申しますか、議員各位にお示ししたと思っておりますけれども、あの内容でとりあえずプロポーザルをかけてみたい、そう思っています。範囲を富良野沿線にするのか、上川管内にするのか、全道にするのか、そういったこともあるかと思っておりますけれども、私としては手を上げていただける企業はあると思っています。ただプロポーザルの結果ダメだということもありますけれども、村としてもかなりの財政負担をかけての提案でございますから、たぶんあるのではないかと申しています。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 人口流出を歯止めかける、村長は施策をとってきていると思うんです。その第一歩は森林資源の活用うんぬんからはじまっているいろいろあるんですけれども、やはりこの村へ来て、住む場所、本当にほれぼれとするような住む場所がなければダメだと思うんですよね。楓あたり、私はそこへ住んだことがないから分からないんですが、一時しのぎだったら別ですけども、そういうようなことではなくて、一人単身世帯でもある程度のスペースをとった広々とした住宅施策を組まなければ、なかなかここへ来ても他村から通ってしまうと思うんですよ。これだけの便利が良くなってしまうえば。そういう住宅施策を抜本的に解決しなければ、せっかくここへ勤めてきても、他市町村から通うというような現実ができてしまうと思うんですよ。広々とした住みやすい住宅を、ぜひ建てる必要があると思うんですけれども、もう一度村長の考え方をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 移住定住を進める要件

として、住まいというのは第一条件だとは思っております。ただ、魅力ある村でなかったらダメだと。それには医療ですとか、生活環境、教育、そういった総合的な施策も同時に進めていかなければならないと考えております。議員おっしゃるように、まず住宅がなければ人が住めないことですから、そこはいろいろな施策がありますけれども、優先して考えていきたい、そのように考えております。

○議長（相川繁治君） ここで午後2時50分まで休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時50分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 承認第1号から日程第13 承認第10号

○議長（相川繁治君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第13、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件10件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

承認第1号及び承認第2号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の3ページをお願いいたします。承認第1号、専決処分につき承認をもとめることについて。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容につきましては、占冠村税条例の一部を改正する条例で、議案の要旨で説明を申し上げます。議案要旨2ページをお願いいたします。本条例の改正理由ですが、地方税法の一部改正による村条例の一部を改正するものでございます。条例の内容ですが、(1)とし

て、寄附金税額控除の算定において、復興特別所得税に2.1%の課税に伴い、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り加算したものを特例控除額の算定に用いるものでございます。(2)として、延滞金及び還付加算金利率の引き下げについてですが、延滞金においては現行14.6%のところ各年の特例基準割合プラス7.3%とするもので、ここでいう特例基準割合とは日本銀行法により算定され、毎年11月30日に決定されるものでございます。本年の特例基準割合は4.3%となっておりまして、11.6%に引き下げるものでございます。還付加算金においては現行7.3%のところ、各年の特例加算割合プラス1%となっておりまして、現行では5.3%に引き下げるものでございます。ただし上限を7.3%ととしております。(3)として、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限が平成25年中入居者で期限を迎えることから、4年間延長し、平成29年までの入居者を対象とするものでございます。(4)として、本村には該当物件はありませんが、東日本大震災で被災し、居住用家屋が滅失し、相続人が土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例等が受けられるものとするものでございます。附則として施行期日と経過措置が規定されております。施行期日は平成25年4月1日から施行となっております。ただし書きとして附則第1条第1号の寄附金税額控除は平成26年1月1日施行。第1条第2号の住宅借入金等特別税額控除は平成27年1月1日施行としています。次に経過措置ですが、第2条で延滞金に関する経過措置。第3条では村民税に関する経過措置。第4条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。以上が承認報告1号でございます。

次に、承認第2号でございます。議案書の9ページをお願いいたします。承認第2号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は

緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。内容は、占冠村国民健康保険条例の一部を改正する条例で、議案の要旨でご説明を申し上げます。議案要旨の3ページをお願いいたします。本条例の改正理由ですが、地方税法の一部改正に伴い、占冠村国民健康保険条例の一部を改正するものです。条例の内容ですが、(1)被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額について、減額を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者をその算定上含むこととする措置をこれまで5年間としていたものを、恒久的な措置とするものでございます。(2)後期高齢者医療に移行したものと、国民健康保険被保険者が同一世帯である場合の世帯別平等割額の軽減措置について。これまで後期高齢者医療移行後、5年間において2分の1が軽減措置されていましたが、移行後6年目から8年目までについて4分の1の軽減が追加措置されるものでございます。附則として施行期日と経過措置が規定されております。施行期日は平成25年4月1日から施行となっております。ただし書きとして附則第15号の東日本大震災被災住宅用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長規定は平成26年1月1日施行としています。経過措置として第2条で適用区分を規定しております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に承認第3号及び承認第4号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書の13ページをお願いいたします。承認第3号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したの

で、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。要旨3ページの内容で説明させていただきます。占冠村在宅福祉推進事業条例の一部を改正する条例。改正理由ですが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。内容ですが、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたことによりまして、条文内の法律名を改めるものです。施行期日につきましては平成25年4月1日からの施行とするものです。

続きまして、議案15ページの承認第4号であります。専決処分につき承認をもとめることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。要旨の4ページになりますが、占冠村障がい者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例です。改正理由ですが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正するものです。内容ですが、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたことにより、条文の法律名を改めるとともに、一部の文言の整理を行うものです。施行期日につきましては平成25年4月1日からの施行とするものでございます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） 承認第5号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の17ページをお開きください。承認第5号、専決処分につき承認をもとめることについて。本件は緊急執

行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。内容は平成24年度占冠村一般会計補正予算、第11号で、18ページ、専決処分書でご説明申し上げます。平成24年度占冠村一般会計補正予算、第11号は、歳入歳出それぞれ2,030万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,530万円にしようとするものと、地方債の追加2件と変更6件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。議案書24ページをお開き願いたいと思います。

歳入につきましては、実績額等に基づいて増減額を整理しております。1款、村税、1項、村民税において1目、個人で現年課税分164万2千円の総額でございます。2目、法人、現年課税分422万7千円の増額でございます。1款、3項、軽自動車税において、現年課税分5万9千円の増額でございます。1款、4項、村たばこ税において、50万7千円の減額でございます。

25ページ、2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税において、27万4千円の減額でございます。2款、2項、自動車重量贈与税において283万9千円の減額でございます。

3款、1項、利子割交付金において、22万9千円の減額でございます。

4款、1項、配当割交付金において4万4千円の増額でございます。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金において1万円の増額でございます。

26ページ、6款、1項、地方消費税交付金において、585万円3千円の減額でございます。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金において33万6千円の増額でございます。

8款、1項、自動車取得税交付金において30万9千円の増額でございます。

9款、1項、地方特例交付金、746万7千円の減額でございます。27ページ、9款、2項、特別交付金において千円の減額でございます。

10款、1項、地方交付税において特別交付税の額の確定に伴い1,893万8千円の増額でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金において30万3千円の増額でございます。

28ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料で地域情報通信基盤施設使用料106万円の増額。2目、民生使用料で保育料1万1千円の増額。3目、衛生使用料で火葬場使用料1万5千円の減額。墓地使用料3万2千円の減額。最終処分場使用料35万5千円の減額。5目、農林業使用料で放牧地使用料1千円の減額。7目、土木使用料でヘリポート使用料11万1千円の減額。8目、教育使用料、コミュニティプラザ使用料1万9千円の増額。体育施設使用料千円の減額。使用料合計で57万5千円の増額でございます。

29ページ、13款、2項、手数料において2目、衛生手数料で千円の減額でございます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金において、1目、民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金で230万円の減額でございます。14款、2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金で市町村地域生活支援事業費国庫補助金22万2千円の増額。2目、衛生費国庫補助金でがん検診推進事業補助金14万5千円の増額。5目、総務費国庫補助金でデジタル中継局整備支援事業補助金117万1千円の減額でございます。

30ページ、14款、3項、委託金において、1目、総務費委託金で衆議院議員選挙委託金40万8千円の減額でございます。

15款、道支出金、1項、道負担金において1目、民生費道負担金で障害者自立支援給付費道負担金、94万3千円の減額でございます。

15款、2項、道補助金、1目、総務費道補助金、地域政策総合補助金14万1千円の増額。2目、民生費道補助金で社会福祉費道補助金29万5千円の増額。児童福祉費道補助金6万6千円の増額。31ページ、3目、衛生費道補助金で医療給付費やワクチン接種事業道補助金などそれぞれ増減がありまして合計で88万4千円の減額でございます。4目、農林業費道補助金で村有林保育事業道補助金28万6千円の増額。5目、商工費道補助金で緊急雇用対策特別交付金2万2千円の減額。6目、教育費道補助金で学校支援地域本部事業費補助金1万3千円の増額。道補助金合計で10万5千円の減額でございます。

16款、財産収入、1項、財産運用収入において、1目、財産貸付収入で千円の減額。2目、利子及び配当金で3千円の減額でございます。2項、財産売払収入において、1目、不動産売払収入で間伐材売払収入46万4千円の増額。2目、物品売払収入で占冠百年史売払収入6千円の増額でございます。

32ページ、18款、1項、繰入金、2目、畜産振興基金繰入金、8目、テレビ難視聴対策基金繰入金で一般財源が確保されたもの、又は事業費の変更などにより合計で2,145万9千円の減額でございます。

20款、諸収入、2項、貸付金元利収入、7目、奨学資金貸付金収入で63万3千円の増額でございます。

33ページ、20款、5項、雑入、1目雑入でそれぞれ説明書きのとおりの増減で16万9千円の減額でございます。3目、旅客自動車運送事業収入において、富良野線収入、トマム線収入それぞれ増減がありまして、101万7千円の増額でございます。

34ページ、21款、1項、村債、1目、総務債で過疎対策事業債（過疎地域自立促進特別事業分）190万円の減額。デジタル中継局整備支援事

業債30万円の減額。2目、農林業債で公有林整備事業の確定に伴い、造林債60万円の減額。3目、土木債で村道トマム北1線舗装補修工事業の確定に伴い、過疎対策事業債230万円の減額。4目、教育債で学校耐震化事業において過疎対策事業債から緊急防災減災事業債に変更するとともに、事業費の確定による減額を計上し、40万円の減額でございます。過疎対策事業債から緊急防災減災事業債に変更した理由は交付税算入率が70%から80%と有利になることから変更したものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。議案書35ページです。歳出については主に執行残の減額と歳入の確定による財源振替などを行っております。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は財源振替でございます。4目、財産管理費で歳入の増額及び執行残などの不用額を財政調整基金として積み立てることとし、7,893万9千円の増額。5目、総合センター管理費で光熱水費53万8千円の減額。7目、企画費で普通旅費、34万7千円の減額。移住定住対策事業旅費33万1千円の減額。修繕料76万円の減額。予約型乗合交通委託料38万2千円の減額。顧問弁護士委託料30万7千円の減額。富良野広域連合負担金175万2千円の減額。積立金で電源立地積立金440万円の減額でございます。10目、旅客自動車運送事業費で修繕料95万円の減額でございます。36ページ、11目、諸費で占冠村地域防災計画更新業務委託料27万円の減額。東日本大震災避難者支援で計上しておりました備品購入費66万円の減額。扶助費で43万5千円の減額でございます。

2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費で委託料の執行残64万円の減額でございます。

37ページ、2款、4項、選挙費、4目、衆議院議員選挙費でそれぞれ執行残の減額で、26万

3千円の減額。

38ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費において執行残により委託料151万1千円の減額。負担金、補助及び交付金54万円の減額。扶助費で280万5千円の減額。操出金で介護保険会計操出金360万円の減額。国保会計操出金1,440万円の減額でございます。2目、老人福祉費において、執行残により委託料57万8千円の減額。扶助費193万7千円の減額でございます。

39ページ、3款、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費で臨時雇上賃金120万円の減額。子ども手当80万円の減額。2目、へき地保育所費は財源振替でございます。

40ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費で妊婦検診委託料60万円の減額。診療所会計操出金1,350万円の減額。歯科診療所会計操出金に150万円の減額。2目、予防費で各種予防接種、検診等の委託料239万円の減額。3目、環境衛生費は財源振替でございます。4目、医療費で重度心身障害者医療費157万円の減額。子育て支援医療費163万円の減額でございます。5目、後期高齢者医療費で後期高齢者医療会計操出金90万円の減額でございます。4款、2項、清掃費において2目、じん芥処理費で資源回収センター共同処理管理運営費負担金67万円の減額でございます。

41ページ、6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費は財源振替でございます。3目、畜産業費で畜産振興資金貸付金648万円の減額。4目、農業構造改善事業費は財源振替でございます。6款、2項、林業費において工事請負費で執行残37万5千円の減額。負担金、補助及び交付金でそれぞれ記載のとおり52万1千円の減額でございます。

42ページ、7款、1項、商工費、1目、商工振興費で企業誘致推進事業旅費20万円の減額。負担金、補助及び交付金でそれぞれ記載のとおり

り320万円の減額と財源振替でございます。43ページ、2目、観光費で、燃料費46万9千円の減額、修繕料52万円の減額。委託料でそれぞれ記載のとおり52万円の減額。サケ・マスなど魚を育む事業補助金9万1千円の減額でございます。

8款、土木費、1項、道路橋梁費、1目、道路維持費で燃料費56万円の減額。修繕料137万9千円の減額。村道除雪委託料188万8千円の減額。村道草刈り委託料11万1千円の減額。工事請負費で執行残によりそれぞれ記載の工事費で213万4千円の減額でございます。

44ページ、8款、3項、住宅費において燃料費51万6千円の減額。委託料でそれぞれ記載の委託料74万7千円の減額でございます。8款、5項、空港管理費において、工事請負費で11万1千円の減額でございます。

45ページ、10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費で英会話指導助手雇上賃金85万6千円の減額。特別旅費19万7千円の減額。手数料9千円の減額。備品購入費で2万2千円の減額。占冠・アスペン中学生短期交換留学事業補助金40万円の減額でございます。3目、教育振興費は財源振替でございます。4目、育英事業費で修繕料100万円の減額。奨学資金貸付金6万円の減額。奨学資金償還金積立金で69万3千円の増額でございます。

46ページ、10款、2項、小学校費においては財源振替でございます。10款、3項、中学校費においても財源振替でございます。10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費においても財源振替でございます。10款、5項、保健体育費においても財源振替でございます。

47ページ、12款、1項、公債費において、2目、利子で一時借入金利子130万円の減額。長期

債年賦利子360万円の減額でございます。

13款、諸支出金、1項、普通財産取得費においては財源振替でございます。

14款、1項、職員費において、一般職の給料で580万円の減額。職員手当等で240万円の減額。共済費で共済組合分50万円の減額。退職手当組合分180万円の減額でございます。

議案書戻りまして19ページから20ページにおきまして、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

21ページ、地方債の補正につきましては、第2表のとおり2件を追加し、6件を変更しようとするものでございます。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に承認第6号から承認第10号までについては保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書49ページになります。承認第6号、専決処分につき承認をもとめることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。50ページの専決処分書の内容です。平成24年度占冠村健康保健事業特別会計補正予算、第4号であります。歳入歳出予算の補正につきましては歳入歳出それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,200万円とするものです。以下、事項別明細書にて説明をさせていただきます。

53ページ、歳入からです。1款、1項、国民健康保健税では医療給付費分現年課税分が57万1千円の減額です。後期高齢者支援金分現年課税分が6万9千円の減額。介護納付金分現年課税分28万3千円の減額。医療給付費分滞納繰越分42万4千円の増額です。後期高齢者支援金分滞納繰越分12万4千円の増額です。2目、退職

被保険者等国民健康保険税につきましては、医療給付費分現年課税分10万9千円の増額。後期高齢者支援金分現年課税分7万8千円の増額。介護納付金分現年課税分が6万1千円の増額となります。

54ページ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、現年分の細説ですが、療養給付費等負担金が311万1千の増額。老人保健医療費拠出金負担金1万円の減。介護納付金負担金が32万3千円の増額となります。2目、高額医療費共同事業負担金14万4千円の減額となります。3款、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金ですが、普通調整交付金で事業実績によりまして、148万1千円の増額。特別調整交付金が153万4千円の増額です。2目、出産育児一時金補助金2万円の減額。3目、高齢者医療制度円滑事業費補助金6千円の増額となります。

4款、1項、療養給付費等交付金では152万3千円の増額となります。

55ページ、6款、道支出金、1項、道負担金ですが、高額医療費共同事業負担金で14万4千円の減額です。6款、2項、道補助金で道財政調整交付金496万7千円の増額となります。

8款、1項、繰入金で基準超過費用繰入金10万円の減額。職員給与費等繰入金が4万9千円の増額。出産育児一時金繰入金28万円の減額。その他一般会計繰入金1,406万9千円の減額となります。

56ページの歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費では財源振替です。1款、2項、徴税費、13節、委託料で電算処理委託料42万5千円の減額。2款、1項、療養諸費では1目、一般被保険者療養給付費で105万5千円の減額。2目、退職被保険者等療養給付費は財源振替です。

57ページ、2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費と2目の退職被保険者等高額療養費につきましては財源振替です。2

款、4項、出産育児諸費につきましては、出産一時金として42万円の減額です。

3款、1項、後期高齢者支援金等では財源振替。

5款、1項、老人保健拠出金も財源振替です。

58ページ、6款、1項、介護納付金につきましても財源振替です。

7款、1項、共同事業拠出金も財源振替です。

8款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費も財源振替です。8款、2項、保健事業費も財源振替となります。

51ページに戻っていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正のとおりそれぞれ減額となります。

続きまして議案書59ページ、承認第7号。専決処分につき承認をもとめることについて。これにつきましては、60ページ、平成24年度村立診療所特別会計補正予算、第4号になります。歳入歳出予算の補正につきましては、総額からそれぞれ710万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,430万円とするものです。

63ページの事項別明細にて説明させていただきます。歳入からです。1款、診療収入、1項、外来収入、1目、占冠診療所診療報酬収入では国民健康保健診療報酬収入にて、現年分95万円の増額。社会保険診療報酬収入は現年分で80万円の増額。後期高齢者診療報酬収入で現年分が150万円の増額。一部負担金収入では現年度分が20万円の増額となります。2目、トマム診療所診療報酬収入では、国民健康保健診療報酬収入で現年分が35万円の増額。社会保険診療報酬収入で20万円の増額。後期高齢者診療報酬収入が60万円の増額。一部負担金収入では10万円の増額となります。1款、2項、その他の診療収入ですが、1目、占冠診療所諸検査収入、健康診断・予防接種の収入で120万円の増額。2目、トマム診療所諸検査収入、健康診断・予防接種の

収入で34万7千円の増額となります。

64ページの4款、1項、繰入金では一般会計繰入金で1,350万円の減額です。

5款、1項、繰越金では前年度繰越金で15万3千円の増額です。

65ページの歳出です。1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、3節、職員手当等で一般職分70万円の減額。4節、共済費では社会保険料・労働保険料で70万円の減額、共済組合分12万円の減、退職手当組合分では8万円の減です。7節、賃金、臨時雇上賃金59万円の減、医師等で101万円の減となります。9節、旅費では特別旅費で20万円の減です。合わせて財源振替を行っています。3目、トマム診療所管理費、11節、需用費で修繕料80万円の減額となります。13節の委託料では医科用コンピュータの保守点検業務委託料20万円の減となります。

66ページ2款、1項、医業費では、1目、占冠診療所医療用機械器具費で12節、役務費で全自動血球計数点機検料20万円の減。14節、酸素濃縮装置リース料で20万円の減です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費、11節、需用費、消耗品費80万円の減です。6目、トマム診療所医療品衛生材料費、11節、需用費、消耗品費が150万円の減という内容です。

61ページの第1表のとおり、歳入歳出予算補正の内容のとおり710万円を減額するものがございます。

続きまして、議案書67ページ、承認第8号です。専決処分につき承認を求めることについて。この内容につきましては、68ページ、平成24年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第4号になります。歳入歳出予算の補正ですが、それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,660万円とするものです。

71ページ、事項別明細書にて説明をさせていただきます。歳入からですが、1款、1項、介

護保険料ですが、現年度分で118万2千円の増額。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金で介護給付費の負担金、412万9千円の減額。3款、2項、国庫補助金、1目、調整交付金ですが、290万6千円の増額です。2目、地域支援事業交付金、介護予防事業になりますが、7万4千円の減額です。

4款、1項、支払基金交付金、1目、介護給付費交付金で387万3千円の減額。2目、地域支援事業支援交付金9万6千円の減額です。

72ページ、5款、道支出金、1項、道負担金では介護納付費負担金で77万1千円の増額です。5款、2項、道補助金では地域支援事業交付金で4万3千円の減額。5款、3項、財政安定化基金支出金、交付金が8千円の増額です。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金では、地域支事業繰入金で50万円の減。3目、その他一般会計繰入金で事務費繰入金190万円の減。職員給与費等繰入金で120万円の減であります。

73ページ、9款、諸収入、3項、サービス収入、1目、介護給付費収入で、居宅介護サービス計画費収入で6万2千円の減。2目、自己負担金収入では1万円の増となります。

74ページの歳出です。2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費360万円の減。3目、施設介護サービス等給付費240万円の減となります。2款、3項、特定入所者介護サービス等費では、特定入所者介護サービス等費で100万円の減となります。

3款、地域支援事業費、1項、介護予防事業費につきましては、それぞれ財源振替となります。

69ページに戻っていただきまして、第1表、歳入歳出予算補正のとおり、700万円を減額しての内容となっております。

続きまして、75ページ、承認第9号。専決処分につき承認を求めることについて。76ページ

で専決処分の内容ですが、平成24年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第3号となります。歳入歳出予算の補正ですが、それぞれ110万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,690万円とするものです。

79ページの事項別明細書にて説明をさせていただきます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料では現年分で60万3千円が減額です。2目、普通徴収保険料現年分で15万7千円の増額です。

3款、繰入金、1項、一般会計繰入金で事務費繰入金40万円の減。保険基盤安定繰入金が8万円の減。その他一般会計繰入金が42万円の減となります。

5款、諸収入、2項、雑入では24万6千円の増額となります。

80ページは歳出となります。1款、総務費、1項、総務管理費、9節、普通旅費8千円の減。11節、消耗品費で8万3千円の減額。13節、保守委託料では6万9千円の減です。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金で65万4千円の減。事務費負担金で28万6千円の減となります。

77ページの第1表のとおり、歳入歳出予算補正のとおり、110万円の減額しての内容となります。

続きまして、81ページです。承認第10号、専決処分につき承認を求めることについて。専決処分書、平成24年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第2号です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,080万円とするものです。

85ページの事項別明細書にて説明をさせていただきます。1款、1項、診療収入ですが、国民健康保険診療報酬収入現年度分で100万円の減。社会保険診療報酬収入現年度分で33万3千円の

増。後期高齢者診療報酬収入現年度分で5万円の増。一部負担金収入現年度分38万3千円の増。自由診療収入現年度分で千円の減。その他診療報酬収入で4万円の減となります。

2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、事務手数料は事務手数料現年度分で千円の増。2目、その他手数料で1万8千円の増額です。

86ページ、3款、1項、繰入金、一般会計繰入金で150万円の減。

4款、1項、繰越金で前年度繰越金で1万4千円の増となります。

5款、1項、雑入では14万2千円の増となります。

87ページ、歳出です。1款、総務管理費、1項、施設管理費、18節、一般備品購入費で50万円の減です。合わせて財源振替を行っております。

2款、1項、医業費では11節、需用費で消耗品費40万円の減。12節、役務費、手数料で70万円の減となっております。

83ページの歳入歳出予算補正、第1表のとおり歳入歳出それぞれ160万円を減額しての内容となります。以上です、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

ここで午後3時55分まで休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時55分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 24ページ、1款、村税、1項、村民税、2目、法人の説明にあります均等割、321万5千円の増の内訳といたしますか、何号の法人がどれくらい増えたのかという件数を教えてほしいと思います。

26ページ、9款、1項、1目、地方特例交付金の746万7千円の減になるんですが、補正前の額が750万円でしたので、ほとんど減額になったので、その理由を教えてください。

30ページ、15款、道支出金、2項、道補助金の1目、総務管理費道補助金の地域政策総合補助金14万1千円の増、一応林業振興費と観光費にいつているようなんですが、その使途、使い道を教えてください。

31ページ、16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、間伐材売払収入ということで46万4千円の増になっていますが、これは量を増やしたのか、価格が上がったものか、その辺をちょっと教えてください。

33ページ、20款、諸収入、5項、1目、雑入の説明の欄にあります、市町村振興協会市町村交付金20万9千円増になっておりますが、一般管理費にいつてますが、使い道を教えてほしいと思います。

35ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、25節の積立金、電源立地積立金440万円まるまる予算から落ちているのですが、この理由を教えてください。

38ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、19節、負担金、補助及び交付金54万円と、その下の2目、老人福祉費、20節、扶助費193万7千円がまるまる予算落ちになっているので、この理由を教えてください。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） ただいまご質問の、まず24ページ、1款、1項、村民税、法人の均等割の何号法人かというご質問ですが、一応調

定額で実績額で補正しましたものですから、何号何号というのは申告納税となっておりますので、お時間をいただければ出ますので、ちょっと時間をいただきたいというふうに思っております。

26ページ、9款、1項、地方特例交付金の減額でございますが、これにつきましては子ども手当の制度が変わったものですから、地方特例金で受けていたものがこちらで受けなくなりまして、全額が減額ということになっておりまして、児童手当については別に振替になっているという内容でございます。

35ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、積立金ですね、電源立地積立金につきましては、電源立地地域対策交付金というのがありまして、これは使い道が当初予算では、積み立てるということで考えておりましたけれども、教育関係なりその使途がありましたのでそちらに使う、こっちの積立てについては減額をさせていただいたという内容でございます。私からは以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 38ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、19節、負担金、補助及び交付金54万円の減額です、この内容につきましては説明に記載のとおり障害者通所交通費補助金からじん臓機能障がい者通院交通費補助金までですね、主だっっては執行残でございます、対象者の申請がなかったということでそれぞれ減額される内容となっております。2目、老人福祉費、20節、扶助費193万7千円につきましても、同様に未執行で対象者がなかったということでそれぞれの金額が減額となる内容となります。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） ご質問の31ページ、16款、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、間伐材売払収入46万4千円の増のご質問をいただきました。お答えいたします。全体数量は当初どおりでございますが、当初考えていた想定した量の中で、パルプから一般材に多く想定としていた量よりあったということで、この分が収入増となったものであります。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 33ページの答弁漏れがありました。20款、諸収入、5項、1目、雑入の市町村振興協会市町村交付金、これにつきましては宝くじの交付金で、特に充当先は定めてはいません。一般管理費の一般財源ということで使っているということです。法人の関係は時間がかかっておりますので、もうしばらくお待ちください。

○議長（相川繁治君） 木村議員にお尋ねいたします。今、答弁調整のために企画商工課長がおりませんので、その間を利用して再質問があればお願いします。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 追加ということでお願いします。53ページ、1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税の4節、6節、滞納繰越分の収入増ということで記載されております。この滞納繰越分の総額がそれぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、総額がいくらあるのかどうか、これをお知らせください。

54ページ、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、普通調整交付金と特別調整交付金ということで載っておりますが、調整交付金という内容はどういうことなのか教えてください。その下の3目、高齢者医療制度円滑事業費補助金とありますけれども、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、運営とい

う字が抜けているかどうか調べてほしいです。

63ページ、診療所会計のところなんです、山口先生は非常に頑張って診療報酬をいっぱい上げて、500万円くらい一生懸命頑張ってくれたんです。この63ページと、最後の66ページに2款、1項、医業費ということで、5目、6目、占冠診療所、トマム診療所の消耗品費が減額されて、少なかったんですね80万円減、150万円減ということで、普通一生懸命働いて診療報酬が上がると消耗品費というのはだいたい増えるのが本当だと思うんです。この減の原因というのが、最初の予算付けの積算が多すぎたのかどうか、その辺の答えをお願いします。

71ページ、1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料、現年度分1,182万円と増えていますが、これは料金が上がったのか、人数が増えたのか、どちらの要因によるものなのかお知らせください。以上です。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 30ページの15款、道支出金、2項、道補助金、1目、地域政策総合補助金14万1千円の増の使い道なんですけれども、これにつきましては、エゾシカ緊急対策事業10万円と、奥地林道鬼峠線環境改良事業で79万2千円で、当初予算額が75万1千円で、この事業を二つ合わせて実績が89万2千円ということになります。

○議長（相川繁治君） このままの状態ですばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時17分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 53ページ、国庫会計の歳入からです。1款、1項、国民健康

保険税、4節、6節、滞納繰越分の総額がいくらだったということでご質問がありました。

4節の医療給付金の滞納繰越分ですが、当初の総額につきましては49万3千円ありましたので、4節につきましてはこの金額。6節の後期高齢者の滞納繰越分が13万4千円ということで、収入金額になります。

54ページ、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金ですが、普通調整交付金につきましては通常年間かかりました医療費に対して交付されるお金になります。特別調整交付金につきましては、特別的な事業として国保加入者の健康診断ですとか、その他国民健康保険の収納率に関しても査定がありまして、もろもろ詳細にわたる国保事業の内容によりまして、交付される経費となります。同じ項目の3目、高齢者医療制度円滑事業費補助金ということで、この事業の名目に運営という文字が入らないかどうかということなんですけれども、予算書上はこの運営という名目を当初予算から入れておりませんでした。正式な事業となりますと運営ということで、木村議員ご指摘の様に運営という事業が入ります。ただ、予算上はこの名目で変わりはございません。

63ページ、診療所会計の内容についてです。それぞれ歳入でそれぞれの金額が増額となっていながら、歳出の需用費、消耗品費で総額が230万円の減額となるということですが、あくまで収入に見合った歳出になるんですが、主だって消耗品費の名目につきましては、医療品の購入経費となりますので、いろいろ診療所の先生の努力にもよるかと思うんですけれども、この詳細科目の消耗品費につきましては医薬品の購入費が患者さんに伴って減額となったというような内容になっております。

71ページ、1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料ですが、この内容に

つきましては、予算策定時において第5期介護保険料が確定しなかったということで、当初については過少の見積りであったという内容でございます。ですからここでは人数か料金かということですが、あくまで過少見積もりということですので、料金ということになるかと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 24ページ、1款、村税、1項、村民税、2目、法人の均等割の法人件数でございます。今回補正しました額で、法人の申告状況でございますけれども、1号法人5万円ですから45件から54件。3号法人13万円になりますけれども、50件から53件。4号法人は15万円で1件から0件。5号法人が16万円で、21件から23件。6号法人が40万円で、0件から1件。7号法人41万円になりますけれども、60件から65件という申告状況がございまして、その申告納付額を補正させていただいたということでございます。

○議長（相川繁治君） 7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） どうもありがとうございます。もう一回54ページの高齢者医療制度円滑運営事業費補助金という、これは予算書が運営が入っていなかったからこのままずっといくということなんです。国かなんかはどうなんですか。どちらでもいいんでしょうか、そこが一点。

66ページ、山口先生が頑張って儉約して予算が少なくなったというだけけれども、最初の見積が過大だったのではないのかという、その答えが分からなかったのを教えてください。

79ページ、5款、諸収入、2項、雑入の24万6千円増、雑入の内容について教えてください。以上です。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 国保会計の事業名ですね、正式には円滑と事業の間に運営ということで、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金という事業名はなっておりました。ただこの予算書上につきましては事業名的に当初予算からこの名目を変えていないものですから、その旨補正の専決の内容につきましても同様の名前で掲載させていただいたという経緯でございます。

診療所会計の経費につきましては、過大かといわれると、あくまでも診療所の患者さんを当初みておりましたので、患者さんの動向によりまして医薬品が実績として伴わなかったということでありますので、あくまで見込として計上している経費の旨ご理解をいただきたいと思えます。

9ページ、後期高齢の関係の5款、諸収入、2項、雑入の内容につきましては、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の確定に伴う増のためということで、保険料の負担金返還で19万9千円。円滑運営で5万1千円ということで、トータル24万6千円の内容となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 実はこの専決処分で過日間違いがあったので訂正してくれということで、いろいろと差し替えをしたんですけども、主にこの国保関係の税条例の金額の誤ち、書類を見ると3月29日に専決していただいたの議会で判明された。これは決済を受けた時点でこれが分からなかったか。いつ正誤が分かったのか、これについてまず一点目お伺いします。

次に、国保会計について、54ページ、3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金で311万1千円、これ増えているん

ですけれどもこの理由についてお伺いいたします。3款、2項、国庫補助金、財政調整交付金、これは普通調整交付金148万1千円、特別調整交付金153万4千円。これは確か収納率によってこの調整交付金が変わると思うんですけども、最終的に148万1千円増額しているんですけども、この時点の収納率がどの程度あったか、その理由についてお伺いします。

55ページ、6款、道支出金、2項、道補助金、道路調整交付金496万7千円の増、これの増額になった理由を教えてください。

56ページ、2款、保険給付費、1項、療養所費、一般被保険者療養給付費で105万5千円減額になっております。これはどういう訳で減額になったか、これについてお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 専決処分の差し替えの件でご指摘をいただきました。専決処分ですので、決済の折には数値が入っておりまして、それは正しい数値が入っておりました。議案調整の折に、本来軽減すべき額を記載するところ、軽減額を記載したということで、ちょっとお見せすればいいんですが、議案調整の時に本来書くべき数字を欄を間違えて議案を作ってしまったと。決済には正しいものがあるんですけども、議案調整の折に7割軽減だとか5割軽減、2割軽減とありまして、本来軽減額を書くべきところを残額の欄があって、残額の方を書いてしまったという、議案調整の誤りだったんです。そんなことで議案の差し替えをさせていただきました。実は頭の方は一般特定継続世帯で、課税額を書く条例と、軽減額を書くのが混在してしまっていて、それで議案調整の時に欄を見間違えたということで、一つ差し替えをさせていただきましたのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 国保事業の特別会計に関するご質問ですが、54ページ、3款、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金342万4千円の増額の内容のご指摘ですが、あくまで療養給付費等負担金につきましては事業実績によりまして増額となった経緯のものでございます。合わせて3款、2目、国庫補助金、財政調整交付金につきましても普通調整交付金それぞれ事業実績によりまして、交付される経費となっております。

55ページ、6款、2項、道補助金、道財政調整交付金496万7千円の増額ですが、当初は普通調整交付金のみの計上でしたが、事業実績によりまして、収納率の向上で250万円、特定健診等で45万円、減少2%向上分で170万円、その他の名目で31万7千円ということで、総合計496万7千円の増額となっております。

56ページ、2款、1項、療養諸費、一般被保険者療養給付費につきましては執行残の経費なんですけれども、あくまでこの名目につきましては100万円が繰越分でございます、金額的には大きな金額となっております。以上です。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 差し替え分、あまりこれ質問したくないんですけれども、せっかく決済を受けたときは本物だと。議案を作ったときは結局そこで間違いがあったと。これ普通の場合はひとりでやらずに上声口語とって、確かに読み合わせがなにかをやって間違いを正すと思うんですけれども、そういう作業は最近は全然やられていないのか。昔はこの辺は非常に厳しかったと思うんですよね。今それをまるっきりにやっていないからこういうことになると思うんですけれども、これは将来のためによくないので、この辺のチェックは厳重にやった方がいいと思うんですけれども、もう一度総務課長のご意見をお伺いしたいと思います。もう一つ

は調整交付金の関係。普通調整交付金、特別調整交付金これは確かに収納率が影響して、例えば90%以上は調整交付金ですから0.いくら増額になると。その説明がないんですよ。だからこの148万1千円を最終的に決めたときの調整交付金を申請したときの収納率は何%で、収納されてこれになったのかと。これは基本なんですよ。今も変わっていないと思うんですけれども、その辺もう一度説明願います。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案のチェック等のお話をいただきました。確かに読み合わせなり、そういったことはやられておりますけれども、ご指摘のとおり間違いがあったということでこの点については言い訳するものではございません。大変申し訳なく思っております。ご指摘のとおり再チェックというか、もうちょっと間違いのないような方法等をやっていきいたいということで、大変申し訳ないですがご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 当初の調整交付金の算出につきましては、平成25年1月31日現在の現年分で算出してございまして、収納割合につきましては87.49819という収納割合で計算をしております。ですからこの収納率以上に努力義務として収納率が上がった場合に増額されるということになります。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 書類の間違いは分かりました。そこで、87.49819%は実に収納率というやつが調整交付金に対して重要なんですよ。だから、かなり努力して収納率を上げることが非常に大事だと思うんです。この時点で徴収計画を立てて、だいたい90%以上いかないはずなんです。どういう徴収計画を立てて87%ま

で落ちたか、その辺の徴収計画をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 収納率の収納計画の詳細を申し上げるといわれると、私の実務でもないので詳細なる回答ができないんですけれども、従前私も税の方も担当したことがありましたので、自分が担当していたときの経緯から申し上げますと、極力いろいろな税目がございますけれども、ことさらこの国保の国保税の収納に関しては調整交付金で努力義務として収納率をあげると、その旨調整交付金で見返りがあるということで、極力税務担当の中では努めて国保税になかなかそういうふりわけというのはできないんですけれども、収納率を下げないための努力はしてきたということでございます。細かな収納計画うんぬんまでは申し上げられないんですけれども、国保税の収納に関しては従前から諸先輩から引き継がれて努力義務として収納率を上げる努力をしてきたということで、申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

皆さんにお諮りします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第6号、専決処分につき承認を

求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第9号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

これから承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第14 議案第1号から日程第17 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第14、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件から日程第17、議案第4号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号、議案第2号、及び議案第4号については総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書89ページをお願いいたします。議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明申し上げます。本件は北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、規約を変更する必要が生じたため地方自治法286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、北海道市町村総合事務組合規約、別表1で、「空知総合振興局(34)」を「空知総合振興局(35)」に改め、「空知中部広域連合」次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものです。別表第2第9項中で「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。附則として施行日は総務大臣の許可の日からとしております。

次に議案第2号、議案書91ページになります。議案第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明申し上げます。本件は、北空知圏学校給食組合が加入することに伴い、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規

約、別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。附則として施行日は総務大臣の許可の日からとしております。

次に議案書95ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は占冠村サイクリングターミナルが廃止されることに伴い、条文を整理するとともに、占冠村住民センター設置条例及び、占冠地域交流館設置条例との整合性をとるために、条例の一部を改正するものでございます。条例改正の内容としては本条例第3条で規定している使用を制限する施設のうち、占冠村サイクリングターミナル及び占冠村住民センターを削除し、占冠地域交流館を加えるものでございます。附則として施行日を交付の日からとしています。以上よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 議案第3号については産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 議案書の93ページをお願いいたします。議案第3号、公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて。公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。平成25年6月13日提出。占冠村長、中村博。要旨にてご説明いたします。要旨の24ページをお願いいたします。改正理由でございますが、占冠村サイクリングターミナルの施設の廃止、占冠村湯の沢温泉の施設の統合及び名称の変更に伴い、条例の一部を改正するものでございます。内容でございますが、(1)として第1条第2項第1号の占冠村サイクリングターミナルを削除いたします。(2)として第1条第2項第2号の占冠村農業者センター及び第3号の占冠村住民研修センターの2施設を統合し、占冠村湯の沢温泉に改めるものでございます。(3)では第7条の運

営委員会の庶務について、「産業建設課農業担当において処理する。」を「占冠村湯の沢温泉及び占冠村湯の沢運動広場については企画商工課商工観光担当が処理し、占冠村自然活用村については産業建設課農業担当において処理する。」に改めるものでございます。(4)では号番号の整理をしてございます。施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。以上でございます、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 議案第5号から日程第22 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第18、議案第5号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第2号から、日程第22、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号までの件、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号については総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 議案書の97ページをお願いいたします。議案第5号。平成25年度占冠村一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。この度提案いたします占冠村一般会計補正予算、第2号は歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,080万円にするものと、債務負担行為の補正1件、地方債の変更2件でございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

議案書の103ページです。12款、分担金及び負担金、2項、分担金において畜産担い手育成総合整備事業分担金348万8千円の増額でございます。

15款、道支出金、2項、道補助金、子宮頸がんワクチン接種事業道補助金18万8千円の減額

でございます。

18款、1項、繰入金、農業振興・新規就農等支援対策補助金に充当するため農業振興基金繰入金130万円の増額でございます。

19款、1項、繰越金において前年度繰越金1,810万円の増額でございます。

104ページ、20款、諸収入、5項、雑入において、観光費におけるアンテナショップ販路拡大調査事業補助金に係る、いきいきふるさと推進事業収入100万円の増額でございます。

21款、1項、村債においては1目、総務債でソフト事業分に係る過疎対策事業債170万円の増額。消防における小型動力ポンプ付積載車60万円の増額でございます。

議案書105ページ、歳出についてご説明申し上げます。2款、総務費、1項、総務管理費、5目、総合センター管理費で占冠地域交流館AED購入費45万7千円の増額。6目、コミュニティセンター管理費、図書室のカーペット張り替え修繕料55万5千円の増額。これに伴い、じゅうたんの購入費10万円の減額でございます。7目、企画費は移住・定住・集落対策事業旅費134万8千円の増額。委託料で地域おこし協力隊日常フォロー委託料250万円の増額。地域おこし協力隊募集採用選考委託料120万円の増額でございます。11目、諸費で印刷製本費10万円の増額。中央浄化センター横釜場の排水ポンプ施設制御板等修繕料30万円の増額でございます。

3款、民生費、2項、児童福祉費において、2目、へき地保育所費で嘱託保育士賃金210万9千円の増額でございます。

106ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費で使用料及び賃借料で1万3千円の増額。2目、予防費で各種予防接種ワクチンを購入し予防接種を行うことから、消耗品費113万6千円の増額。委託料を113万6千円の減額として財源を振替してございまして、

この件と財源振替でございます。3目、環境衛生費で使用料及び賃借料において、現在火葬場の改築を行っていることから、日高町及び南富良野町の施設を借りることになってございまして、使用料3万6千円の増額でございます。

4款、衛生費、2項、清掃費において2目、じん芥処理費で一般廃棄物最終処分場水中ポンプ購入費27万9千円の増額でございます。

107ページ、6款、農林業費、1項、農業費において、2目、農業振興費、農業振興・新規就農等支援対策補助金130万円の増額。3目、畜産業費で草地畜産基盤整備事業負担金348万8千円の増額。4目、農業構造改善事業費で通信運搬費5万3千円の増額。6款、2項、林業費において、木質バイオマス導入業務委託料315万円の増額。備品購入費でチェンソー購入費10万8千円の増額。薪割機購入費で73万5千円の増額でございます。

108ページ、7款、1項、商工費、1目、商工振興費は財源振替。2目、観光費、自然公園審議会委員報酬8万8千円の増額。費用弁償6千円の増額。アンテナショップ販路拡大調査事業補助金260万円の増額でございます。

8款、土木費、1項、道路橋梁費において、タイヤショベル修繕料250万円の増額。村道管理委託料119万3千円の増額でございます。

109ページ、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費で学校グラウンド整地委託料40万円の増額。2目、消耗品費5万円の増額。備品購入費で占冠中央小学校ノート型パソコン購入費20万円の増額。高度へき地修学旅行補助金6千円の増額。扶助費で要・準要保護児童援助費13万円の増額でございます。10款、3項、中学校費で、1目、学校管理費で修繕料96万円の増額。重機等借上料10万円の増額。視力検査器購入費6万円の増額。2目、教育振興費は扶助費で要・準要保護生徒援助費7万6千円の増額

でございます。

議案書98ページ。補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。99ページ、債務負担行為補正につきましては、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型、1件を追加し、期間、限度額は記載のとおりでございます。100ページ、地方債の補正につきましては、第3表のとおり2件を変更しようとするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 次に、議案第6号、議案第9号については保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 議案書111ページになります。議案第6号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第1号であります。歳入歳出の総額にそれぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,020万円とするものです。以下、事項別明細書にて説明をいたします。

114ページになります。歳入ですが、5款、1項、繰越金、前年度繰越金90万円の増額です。

歳出ですが、1款、総務管理費、1項、施設管理費、1目、一般管理費では職員手当費として期末・勤勉手当が7万円の増。寒冷地で7万円の増。扶養手当で20万円の増額となっております。9節の旅費では、診療所長の特別旅費として研究費名目ですが、56万円の増額でございます。

112ページに戻りまして、歳入歳出の補正の内容につきましては第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

続きまして、議案書123ページをお願いいたします。議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号であります。歳入歳出予算の増額では120万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,400万円とする内容でございます。126ページの事項別明細書にて説明させていただきます。

歳入ですが、3款、1項、繰入金で占冠村歯科診療所事業運営基金繰入金として120万円の増額でございます。

歳出で1款、総務管理費、1項、施設管理費工事請負費にて、占冠村歯科診療所待合室冷暖房設置工事として120万円の増額でございます。

以下、124ページのとおり歳入歳出の補正につきましては、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議方よろしく願います。

○議長（相川繁治君） 議案第7号及び議案第8号については産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 議案書の115ページをお願いいたします。議案第7号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の提案理由を説明いたします。事項別明細書からご説明いたします。118ページをお願いいたします。

歳入ですが、2款、1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金が230万円の増額でございます。

歳出ですが、4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費、13節、委託料が230万円の増加でございます。内容は鶴川水源における浄水処理方式の検討業務委託料で210万円の増加でございます。この検討業務に関連して水質検査業務委託料が20万円の増加となっております。

116ページにお戻りください。以上、説明した内容で第1表の歳入歳出とも230万円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,630万円にするものでございます。

次に、議案書の119ページをお願いいたします。議案第8号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の提案理由を説明いたします。これにつきましても事項別明細書か

ら説明いたします。122ページをお願いいたします。

歳入の4款、1項、繰越金、1目、下水道事業、1節、繰越金では前年度繰越金が129万3千円の増加でございます。2目、浄化槽事業、1節、繰越金では前年度繰越金が7千円の増加でございます。

歳出ですが、1款、総務費、1項、総務管理費、2目、浄化槽費、12節、役務費では手数料が7千円の増加でございます。

2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費の11節、需用費では修繕料が129万3千円の増加でございます。内容はトマム浄化センターの送気ブロワ3台分の修繕料71万3千円と、中央浄化センター脱臭ブロワ修繕料58万円でございます。120ページにお戻りください。

以上、説明した内容で第1表の歳入歳出とも

130万円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,500万円にするものでございます。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後5時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 7月23日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正雄

占冠村議会議員 佐野 一紀

平成25年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成25年6月14日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣告（午前10時）
日程第 1	議案第 1号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 2	議案第 2号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 3	議案第 3号	公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号	占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号	平成25年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第 6号	平成25年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第 7号	平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第 8号	平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 9号	平成25年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	同意案第1号	占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11	決議案第1号	議会広報特別委員会設置に関する議決について
日程第12	意見書案第4号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
日程第13	意見書案第5号	安心できる介護制度の実現を求める意見書
日程第14	意見書案第6号	季節労働者対策強化を求める意見書
日程第15	意見書案第7号	平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第16	意見書案第8号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
日程第17	意見書案第9号	道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
日程第18	意見書案第10号	地域財政の充実・強化を求める意見書
日程第19		議員派遣の件
日程第20		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第1	議案第10号	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて

○出席議員（8名）

議長	8番 相川 繁治 君	副議長	1番 小峰 義雄 君
	2番 長谷川 耿聰 君		3番 山本 敬介 君

4番 五十嵐 正雄 君
6番 工藤 國忠 君

5番 佐野 一紀 君
7番 木村 一俊 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

村 長	中村 博 君	副 村 長	堤 敏 満 君
会 計 管 理 者	小林 潤 君	総 務 課 長	田 中 正 治 君
企 画 商 工 課 長	伊 藤 俊 幸 君	保 健 福 祉 課 長	小 尾 雅 彦 君
産 業 建 設 課 長	尾 関 昌 敏 君	林 業 振 興 室 長	田 畑 泰 行 君
ト マ ム 支 所 長	岩 谷 健 悟 君	総 務 担 当 主 幹	平 川 満 彦 君
職 員 厚 生 担 当 主 幹	木 村 恭 美 君	財 務 担 当 主 任	野 原 大 樹 君
税 務 担 当 主 幹	合 田 幸 君	企 画 担 当 主 査	中 里 安 紘 君
商 工 観 光 担 当 主 幹	松 永 英 敬 君	戸 籍 担 当 主 幹	石 坂 勝 美 君
国 保 医 療 担 当 主 任	橘 佳 則 君	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩 君
保 健 予 防 担 当 主 幹	細 川 明 美 君	介 護 担 当 係 長	蠣 崎 純 一 君
村 立 診 療 所 主 幹	多 田 淳 史 君	農 業 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕 君
土 木 下 水 道 担 当 主 幹	岡 崎 至 可 君	建 築 担 当 係 長	嵯 峨 典 子 君
水 道 担 当 主 幹	小 林 昌 弘 君	環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓 君
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏 君		

（教育委員会）

教 育 委 員 長	藤 本 重 克 君	教 育 長	藤 本 武 君
教 育 次 長	中 田 利 明 君		

（農業委員会）

会 長	水 野 利 行 君	事 務 局 長	尾 関 昌 敏 君
-----	-----------	---------	-----------

（選挙管理委員会）

書 記 長	田 中 正 治 君
-------	-----------

（監査委員会）

監 査 委 員	鷲 尾 心 英 君	監 査 委 員	木 村 一 俊 君
事 務 局 長	窪 田 敏 雄 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	窪 田 敏 雄 君	議 会 事 務 局 担 当	小 瀬 敏 広 君
---------	-----------	---------------	-----------

開会 午前10時

◎開議宣告

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2号、

北海道町村議会議員公務被災補償等組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、北海道町村議会議員公務被災補償等組合規約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

7番、木村一俊君

○7番（木村一俊君） 議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。この公の施設の2条のサイクリングターミナルのことに關してなんですが、これは一度三角不動産に売却したときに、この施設の条例から外すべきだったのではないのかということが第一点。そして、今和解により村の建物と土地が戻って登記され

て村のものになった訳であります。その段階で、公の施設として扱ったほうがいいのかどうか、その辺の確認の二点だけお願いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） お答えします。木村議員の言われているとおり、サイクリングターミナル売却の時に、外すべきだったと私も思っておりますけれども、まだその提案された内容等を見ますと、このあり方について村も検討中でした。その辺もありまして、若干時間を要している間にいろいろと長引いてこのような結果になったと思います。

○議長（相川繁治君） 副村長。

○副村長（堤 敏満君） 今、村に戻った施設についてどういう、公の施設として扱うか扱わないかというご質問だったかと思っておりますけれども、現在売却をした段階で普通財産に格下げをしておりますので、管理上普通財産という形でいきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、公の施設運営委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第4、議案第4号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、議案第4号、占冠村公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第5号平成25年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁

は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。

3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） いくつかお伺いしたいと思います。まず104ページ、20款、諸収入、5項、雑入、いきいきふるさと推進事業の100万円です。これはアンテナショップに使われるということでしたけれども、108ページにあります、7款、1項、商工費、2目、19節、アンテナショップ販路拡大調査事業補助金の260万円ということだと思のですが、この二つについて説明をお願いしたいと思います。

戻りますが、104ページ、21款、1項、村債、1目、3節、小型動力ポンプ付き積載車60万円ということですが、これについてどういったものか詳細をお知らせください。

105ページ、歳出、2款、総務費、1項、総務管理費、5目、18節、備品購入費、占冠地域交流館AEDの購入費ですけれども、このAEDの設置にあたって、地域への研修等予定されているのか、お知らせいただきたいと思います。続きまして107ページ、6款、農林業費、2項、林業費、1目、13節、委託料、木質バイオマスの導入業務の委託料315万円ですけれども、これについて内容と委託先をお知らせください。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 山本議員のご質問にお答えします。私の方からは、議案104ページの20款、5項、雑入、いきいきふるさと推進事業100万円についてでありますけれども、議員が申し上げられましたとおり、アンテナショップ販路拡大事業の充当となりまして、事業費260万円のうち、いきいきふるさと推進事業として100万円で、残りの160万円については一般財源を考えております。私の方からは以上です。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） お答えいたします。107ページの6款、2項、林業費、1目、13節、委託料315万円についてお答えいたします。木質バイオマス導入業務の委託料でございますけれども、平成23年9月に湯の沢温泉のあり方検討の中で自然エネルギーの活用についてということで議論されているかと思えます。いろいろそれ以降、林業室の中で木質バイオマスにおける有効利用に向けて検討している訳でありますけれども、また、さらに村の総合計画においても重点項目として森林資源の活用における林業関係事業の振興や、林業資源を活用した新エネルギーの活用という二つの重点項目を進める中で、取り組みを進めるというようなことでの認識をしております、具体的な取り組みといたしまして、国及び道などの各種補助事業を最大限に活用することや、これからの取り組みについて専門的な知識や情報が必要とされております。今回の補正予算に計上いたしました委託料につきましては、新エネルギーに関する専門的知識を有した事業体に木質バイオマス導入に向けた支援、アドバイスを受けるというような趣旨から、委託料315万円を計上させていただきました。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） 104ページ、21款、1項、1目、小型動力ポンプ付き積載車の件でございますけれども、今回補正しますのは装備品の追加に伴う増加でございますが、小型動力ポンプというのは、トマムコミュニティセンターに配置するもので、要はタンクが付いていて水が入っていて、ポンプで消火をします。一般でいうタンク車といわれている動力ポンプ付きの消防車でございます。

105ページ、2款、1項、4目の占冠地域交

流館AED購入費でございますが、これの研修関係でございます。これにつきましては、導入にあたって管理人さんとの打合せしながら、設置場所等を含めて協議をさせていただいておりますけれども、その中で、地域の研修というのは他のAEDもそうなんです、定期的にいろいろな機会を通じて、消防でも研修をやっておりますけれども、地域の研修も必要なんだろうなというふうには考えておまして、消防とも協議をしながら日程調整をして地域の中でそういったこともやっていきたいというふうに思っております。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 答弁不足のところがありました。アンテナショップの販路拡大調査事業について、詳細をお知らせいただきたいなと思います。

あと、バイオマス導入業務委託料については委託先が決まっているのであれば、差し支えなければお知らせください。

AEDの関係ですが、AEDは使い方が分からないと宝の持ち腐れになって緊急時に自動的にアナウンスが出て、それとおりに使えばいいんですけれども、使っていない状態かどうかということも含めてしっかりと研修しないとダメだと思うんですね。例えば、この間も占冠地域では交流館の周りの整備ということで、皆で草刈りや整備をしたんですが、そういったタイミングでちょっと時間をとっていただいて、消防の人に来ていただいて少し研修をするだけで、多くの方が理解することができると思うので、工夫をして、なかなかそれだけのために集まってくださいといっても皆さんお忙しいので、工夫をして研修等を。他の地域でもやってほしいなと思います。以上三点についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 申し訳ございませんでした。アンテナショップ販路拡大調査事業の内容についてご説明させていただきたいと思っております。この事業につきましては、占冠村、占冠村商工会、NPO法人村づくり観光協会を構成団体とするアンテナショップ販路拡大調査事業実行委員会を作りまして、事業を進めるものであります。事業の期間につきましては、平成25年10月28日までであります。実施場所につきましては、星野リゾートトマム、フォレスト・モール店舗内でございます。事業目的につきましては、占冠ブランドに特化した特産品の販売、体験プログラムの提供を行うと共に、地域情報を発信し、商品の販売状況や将来への事業点検についての可能性等を調査し、村の商工振興・地域活性化に資することを目的としております。事業の内容につきましては、占冠ブランドの宣伝と商品の販売を行います。また、商品の販売を通じて、市場調査を行っていききたいと考えております。村のパンフレットや観光情報を提供してトマム地区から占冠地区へと観光客を誘導、また、村の地域資源のPRをしていききたいといった内容を考えております。出展内容につきましては、店舗の家賃につきましては、売上の10%としております。予算の260万円につきましては、人件費と管理費という内容になっております。

○議長（相川繁治君） 林業振興室長、田畑泰行君。

○林業振興室長（田畑泰行君） お答えいたします。林業費の委託料315万円の委託先は決まっているのかというご質問をいただきました。今現在想定されている事業体といたしましては、占冠村の地理的な認識、あるいは平成17年度にすでに作成されている占冠村地域新エネルギービジョンに対する理解度、あるいは木質バイオマスエネルギーを含む新エネルギー、自然エネ

ルギーの導入に向けました実績のある事業体を想定しております、現在検討中ということでございます。

○議長（相川繁治君） 総務課長、田中正治君。

○総務課長（田中正治君） AEDの研修でございますが、議員おっしゃるとおりわざわざ集まるということもなかなか大変だというのは理解できますので、行政区長あるいは管理人とも相談しながら、そういったなにかの集まりの機会の折にできるだけ、そういった研修をやっていききたいと思います。それと先ほど私が小型動力ポンプ付き積載車のお話しをして、タンク車というイメージをお話ししましたが、私の認識違いでして、申し訳ありません、訂正をさせていただきたいと思っております。タンク車については来年購入の予定で混同しておりました。小型動力ポンプ付き積載車でございますが、これにつきましては、消火栓に連結をして消火をする小型動力をもった消防車という内容だそうです。大変失礼をしました。

○議長（相川繁治君） 3番、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） もう一点だけ。アンテナショップが10月までということですが、販路拡大調査事業ということなんですが、このあと冬のシーズンもありますし、来年度以降も継続を前提に考えられているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 今年度の予算につきましては、10月28日までということにしております。星野リゾート様との協議等も必要でございますので、今後検討していききたいと思います。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 何点か質問させていただきます。103ページ、15款、道支出金、2項、道補助金、3目、衛生費道補助金、子宮頸がんワクチン接種事業道補助金ということで、18万8千円の減。予算がまるまる落ちている訳なんです、そのところを教えてください。

106ページに子宮頸がんワクチンが関連しているかと思いますが、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、需用費、予防費に説明というところで、委託料と言うことで予防接種委託料で子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ということでひっくるめて書かれて予算が付けられているが、この辺、予防接種に関して体系的にどういうふうになってきているのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

108ページ、7款、1項、商工費、2目、観光費、1節、報酬の自然公園審議会関係のことについてお尋ねいたします。この委員の選定について先日行われました、委員会の席上で、村長はたしか団体関係から選ばれて来ている。また、係長の意見としてはちょっと違ったようなので、委員の選定がどういうふうになっているのか、はっきりさせていただきたいと思っております。この条例関係では一応規則が作られていることになるんですが、規則があるのかどうかお知らせください。市議会で公園計画案というの策定されることになっているんですが、この公園計画案というのができているかどうか、それを教えてください。それからその下の19節、負担金、先ほど山本議員が質問されておりました、アンテナショップについての件なんですが、伊藤課長から説明がありました。占冠ブランドということではおりましたが、果たしてこの占冠ブランドというものがどんなものがあるのかどうか、それともこれから作ろうとしているものなのか、その辺を説明していただきたいと思っております。それから、家賃が売上の10%、運営費と

して5%をいただく予定ということで、説明がありました。運営費は説明にはなかったのですが、このいただいた事業計画書に書いてありますので、出店者から15%もらうということを推定しますと、原価があつてマージンを3割くらい付ける訳なんです。そして、15%売上からとられちゃうともうけが15%しかない訳ですね。もしかしたらマージンが10%になる場合もあるかもしれませんが。結構高いあれかなとおもうんですが、その辺のことをお尋ねいたします。このアンテナショップに関して一応雲海テラスの営業期間に合わせて10月というのであります。雲海テラスというのは朝方が見どころだと聞きました。アンテナショップの営業時間が11時から21時ということで、あんまり雲海テラスの営業とはリンクしていないような感じがするので、果たしてこの辺の整合線をどう考えたらいいのか。もっとやるのであれば10月といわずにずっとやったらいいのではないかという考えがあるのですが、その辺のことをお尋ねいたします。

同ページの8款、土木費、1項、道路橋梁費、委託料の村道等管理委託料の119万3千円増、委託料が増えている訳なんです、どこの部分に関して作業するので増えたのかお尋ねいたします。

109ページ、10款、2項、小学校費の扶助費と2項、中学校費の扶助費に関係しているのですが、要・準要保護児童援助費のこれが予算よりずっと二つとも多くなっている訳なんです、予算より多い補正というか、その辺のことに關する説明をお願いいたしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 質問にお答えいたします。108ページ、8款、1項、1目、道路維持費の委託料、村道等の管理委託料119

万3千円の増、この内容でございますけれども、現在契約を交わしている委託料、これは夏冬問わず村道の維持管理の委託を契約しているのでございますけれども、この委託料の設計書を作るにあたりまして、平成24年度の労務単価で設計をしておりました。年度があけまして、労務単価が平均的に15%の単価アップの通知が来ておりました。現在委託している設計、委託料をこの15%アップする、設計変更するものでございまして、その額が現在ちなみに委託料が824万2千円でございますので、15%となりますとやはり約120万円の額になるかと思いますが、積算いたしまして、119万3千円の単価アップによる設計変更をするものでございます。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、小尾雅彦君。

○保健福祉課長（小尾雅彦君） 106ページの4款、1項、保健衛生費、2目、予防費、11節、需用費、13節の委託料で計上しております、予防接種委託料等についての経費の組み替えなんですけれども、昨年までは補助事業で診療所の方で経費を見て実施をしていしましたが、今年度から仕組みが変わりまして、定期予防接種ということで取り組む業務になりましたので、予算の組み替え、そして歳入でも子宮頸がんのワクチンの道補助金、これも定期予防接種に組み替えされることから、減額しての措置ということで、組み替えをするものでございます。

○議長（相川繁治君） ここのままの状態で暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） 小学校と中学校の扶助費、要・準要保護児童生徒援助費でござい

ますけれども、こちらにつきましては、一つの要因には人数の増がございます。加えて、対象の学年によっては体育用具が支給されますので、その該当する学年に対象者がいますと、増額となります。こういった要因でございます。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 自然公園審議会委員についてでありますけれども、委員の選定につきましては、団体からの推薦ではないということです。

○議長（相川繁治君） 推薦の方法について聞かれているんだと思うので、そこのところを説明してあげてください。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 推薦の方法ですね。村長が委嘱するものでありまして、団体から推薦するものではなくて。

○議長（相川繁治君） ここのままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） まず、自然公園審議会委員の関係についてでありますけれども、選定にあたりましては占冠村立自然公園条例第11条により、選定しておりまして、委員につきましては赤岩に造詣が深いと思われる方々を村長が委嘱しております。この規定に団体からの推薦という規定はございません。

続きまして、アンテナショップの15%の関係でありますけれども、これにつきましては道の駅のアンテナショップとの同率を考えております。通常リゾートとの方で店舗を開設するとなりますと、これの倍以上の手数料がとられるということがありますので、道の駅のアンテナショッ

プにあわせていきたいという考えであります。この事業の期間について、雲海テラスの営業期間の10月28日までとしていることにつきましては、この時期7月から8月が集客のピークを迎えておりまして、この時期は宿泊客が伸びる時期でありますので、この時期での設定しております。占冠村ブランドについてでありますけれども、占冠村のPRに繋がる商品としまして、今販売されております山菜商品だったりシカ肉商品、あとクラフトや季節の野菜等を考えております。戻りますけれども、自然公園審議会の関係で、公園計画案はあるのかということでありまして、これについてはありません。今回の審議につきましては、赤岩青巖峡エリアの活用方法についてということで、ご審議をいただいております。規則の件につきましては、規則はございません。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（中村 博君） 確か前回の総務産業常任委員会です。委員の選定について私の方から団体推薦ということで、お話しいたしました。村立自然公園のエリアが国有林、河川そういったことにエリアがまたがっているものですから、関係する機関ですとか、団体の代表者で構成しているものと思っております。勘違いしておりました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

7番、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 109ページの要保護関係の答弁に対して教えてほしいと思います。人数増、体育用具とかという用具代がかかるということで、補正を増やしたということなんです。予算より補正の額が多いので、人数に関して把握がなるべく正確な数字をつかめなかったのはどうしてなのかなということを聞きたかったです。よろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） 教育次長、中田利明君。

○教育次長（中田利明君） まず、この認定の基準が前年の所得によります。したがって、申請時期も4月としておまして、5月の教育委員会で認定ということにしております。一方予算査定、予算要求は11月から始まりまして、1月には査定が終わりますので、その期間に間に合わせるということではできませんので、こういった人数が多くなりますと補正での対応ということになります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 一点だけお伺いいたします。107ページの6款、農林業費、1項、農業費、2目、農業振興費ですが、19節、農業振興・新規就農等支援対策補助金130万円増というようなことですが、この内容についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） 小峰議員にお答えいたします。当初予算で2名分の実習補助金、1ヵ月10万円の12ヵ月、これは本人でございまして、1ヵ月3万円を12ヵ月。おのおの2名、2戸分を計上いたしまして、312万円を計上しておりました。4月から名古屋市より中村さんという方が字双珠別の熊崎さんのところで実習をしておりましたが、諸般の理由により残念ながら6月7日付けて実習が中止されたというふうに聞いてございますが、先般大樹町で酪農ヘルパーをされた方、これが就農計画書の提出があり、受理をしています。そういうことで、4月より実習を開始できるように今後進めていきたいというふうに思っておりますが、現在も新規就農希望者の募集を継続しておまして、当

初予算2名としていた分につきまして、補助金が不足することから、新規就農これからも希望される方のために補正するものでございます。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） その補正については問題はないといえますか、賛成なんですけれども、新規就農対策は平成24年4月からスタートして1年ちょっとというようなことなんですけど、今日までの村に問い合わせ件数、来村者数、今お話しがありましたように実際に取り組んでみたいというような人がどのくらいあるのか。それから、計画の中で大きな予算を持って、新規就農というようなことで、取り組みをされているんですけども、現状と今後の問題点をどのように分析されているかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） これまで平成24年から7組10名の方が来村されてるということでございます。今後の問題点等なんですけれども、今先ほどお答えしましたように4月から中村さんという方が熊崎さんのところへ実習に来ているということで、やはり就農計画をきちんと出していただきまして、検討してこれなら大丈夫でしょうという判断をさせていただけるんですけども、なにせ本人が考えてることと現場のギャップがありまして、その辺のフォローを村、JA、農業委員会を含めまして、マメに就農希望者、それから受入農家さんと意思疎通を図っていかねばならないのかなという気がしております。

○議長（相川繁治君） 1番、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 見直しの総合計画の中でも新規就農の問題、農業振興の問題、議論されております。その中でも言われておりますけれども基本的に占冠村はほとんど山林が多い訳ですから、基本的に農地が少ないということで

すね。それをいかに有効に利用して新規就農、それから既存の農家がうまくやっていってもらうかということでありますけれども、その中で今後の問題点として今、産業建設課農業担当で、この農業の問題についてはですね、その部分と非常に難しい問題があるものですから、そこからあたりですねどのように今後考えていく考えがあるのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長（尾関昌敏君） お答えいたします。先ほど私の答弁でも言いましたように、理想と現実というギャップがありますことから、そういうリタイヤという経験を活かしまして、今後新規就農支援協議会というのを立ち上げまして、これらを検証してバックアップしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 一点だけ105ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費の旅費で134万8千円、移住定住集落対策事業、これの内訳についてお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 旅費についてでありますけれども、地域おこし協力隊募集にかかる旅費と、地域おこし協力隊の研修費ということで見込んでおります。内訳ですけれども、地域おこし協力隊募集に係る旅費につきましては、96万円、隊員の研修等に係る旅費として38万8千円という内訳になっております。

○議長（相川繁治君） 2番、長谷川耿聰君。

○2番（長谷川耿聰君） 募集の96万円、隊員の研修38万8千円と今お伺いしたんですけれども、募集の96万円は何に使うためにかかるのか。隊員の研修はどこでどのような研修をするのかお伺いします。

○議長（相川繁治君） 企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） まず、募集につきましては、専門的なノウハウや豊富な経験・実績を有する業者を選定して委託募集をかけます。募集に係る旅費につきましては、面接の職員の旅費ということになっております。面接につきましては、想定しているのは札幌市や東京都等で面接を行った場合の職員の旅費というのを考えておまして、協力隊員を募集するにあたって。少し時間ください。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画商工課長、伊藤俊幸君。

○企画商工課長（伊藤俊幸君） 旅費の関係でありますけれども、応募者の状況に応じまして面接を東京都と札幌市で考えておまして、東京都につきましては2回、札幌市については2回。面接の打合せで札幌市で4回を考えております。協力隊員の研修旅費につきましては、研修旅費として札幌市を2回2名分、先進地視察研修としまして2名分の旅費を計上しております。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号、平成25年度占冠村一般会計補正予算、第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第6号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、平成25年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長(相川繁治君) 日程第7、議案第7号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番、木村一俊君。

○7番(木村一俊君) 118ページ、歳出、4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新営改良費の説明にあります、浄水処理方式の検討ということで出ておりますが、この浄水処理方式がどんな方法を今考えているのかということをお教えいただきたい。この上流の方には肥料だとか家畜の排泄物が流入するおそれがないのかどうか、その辺のこと十分加味した浄水処理方式なのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長(尾関昌敏君) この検討の委託業務なんですけれども、一般的な処理方式というのはあるんでございますけれども、今議員が言われたとおり、この地区につきましては黄濁、それから放牧汚水混入等の危惧がされておりますので、まずは水質検査を融雪時、もう始まっておりますけれども、融雪時に1回、夏、秋とこの3回の水質検査をして、その水質検査の結果に応じてこの菌があるので、こういう菌を除去するような装置を付けましょとか、そういうような検討をする委託料でございます。

○議長(相川繁治君) 他に、質疑はありませんか。

6番、工藤國忠君。

○6番(工藤國忠君) この浄水地の建設場所の用地の件ですが、地主との話合いが進んでいないと聞いておりますが、その後どのようになっているのかお伺いします。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、尾関昌敏君。

○産業建設課長(尾関昌敏君) 用地につきましては地主さんと折衝しておりまして、この場所はいいですよ、売却もよろしいですよという

ところは来ています。価格の問題でもうちょっと詰めなければならないということと、その用地の上に建物がありまして、その建物の所有者と土地の所有者が違うものですから、その建物の所有者に対しても同意を得なければならないということで、今その辺の詰めをしております。

○議長（相川繁治君） 他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、平成25年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、平成25年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、平成25年度占冠村歯科診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意案第1号

○議長（相川繁治君） 日程第10、同意案第1号、占冠村監査委員の選任つき同意を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中村 博君） 同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。平成25年6月13日提出、占冠村長、中村博。記、住所、勇払郡占冠村字中央。氏名、鷺尾心英。鷺尾心英氏は人格が高潔で役場の財務管理、事務の経営管理等優れた識見を有しており、引き続き監査委員に選任するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。なお、鷺尾氏の経歴については裏面に記載のとおりでございます。よろしくお願ひします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、占冠村監査委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第11 決議案1号

○議長（相川繁治君） 日程第11、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 決議案第1号、議会広報特別委員会設置に対する決議について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成25年6月13日、占冠村議会議長、相川繁治様。提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同じく小峰義雄。同じく工藤國忠。同じく木村一俊。議会広報特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会広報に関する特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報特別委員会。2、設置根拠、地方自治法第110条及び占冠村議会委員会条例第4条。3、目的、住民に議会の活動を理解してもらうため、議会広報に関して、発行及び調査研究を目的とする。4、委員の定数、4名（後期）。5、設置機関、本委員会は、議会の閉会中も開会できるものとし、本件の目的を達成するまで継続し、議員の任期満了までとする。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（相川繁治君） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、山本敬介君ほか、3人から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会の委員の選任については委員会条例第6条第1項の規定により、山本敬介君、小峰義雄君、工藤國忠君、木村一俊君、以上のとおり指名いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報特別委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩中に議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので、報告いたします。委員長に山本敬介君。副委員長に小峰義雄君。以上で報告を終わります。

◎日程第12 意見書案第4号から日程第18 意見書案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第12、意見書案第4号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の件から、日程第18、意見書案第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書までの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

意見書案第4号及び、意見書案第5号につい

ては、木村一俊君。

○7番（木村一俊君） 意見書案第4号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、木村一俊。賛成者、同、小峰義雄。賛成者、同、佐野一紀。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書。北海道は、日本全体の約22パーセントを占める広大な面積に、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況です。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいますが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、さまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実です。札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いのないものと考えます。こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず、道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められてくるものと考えます。また、道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおり

りです。一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、空港事務所、出張所、あるいは航空交通管制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運航の一翼を担う業務である。とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制官業務を行っているほか、全国4ヵ所に設置されている拠点官署の一つであり、積雪地域に立地している唯一の官署です。また、札幌市に設置されていることから、道内出身者や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところです。今般、国土交通省がそのような重要な機関を、道内に代替施設を残すことなく廃止にむけて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員をふやすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考えます。また、将来国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に通勤先がなければその道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てきます。これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望します。記、1、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。2、広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。以上、地方自

治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣。

引き続き、見書第5号、安心できる介護制度の実現を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、木村一俊。賛成者、同、小峰義雄。賛成者、同、佐野一紀。

安心できる介護制度の実現を求める意見書。「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることができず、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、病院から在宅への流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の

処遇改善が急がれます。以上の趣旨から下記の事項について要望します。記、1、介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。2、訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。3、全額国庫負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上です。

○議長（相川繁治君） 意見書案第6号については、工藤國忠君。

○6番（工藤國忠君） 意見書案第6号、季節労働者対策強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員工藤國忠。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、木村一俊。

北海道の建設労働者は冬期間失業を余儀なくされます。現行の特例一時金は暫定で40日分になっており受給額の平均は19万円です。これで4ヵ月から5ヵ月間を過ぎさなくてはなりません。また、近年は仕事の減少によりいっそう状況が悪化し、稼働日数が足りなく給付もされない労働者も少なくありません。道が行った平成22年度季節労働者実態調査では、公的年金をかけていない人が15.3%もおり、免除・滞納者は32.6%滞納しているなど、収入の少なさや不安定さが原因で社会保障制度から排除されています。さらに公共工事での「官製ワーキングプア」問題が顕在され、建設労働者の減少が問題に

なっております。建設業離れしている状況をとめて魅力ある建設業に、そして技術の継承をしていけるよう早急な改善が求められています。よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望します。記、1、雇用保険法を改正して、短期特例一時金を「50日分」に戻し、一般の失業給付「90日分」との選択制にするようにしていただくこと。また、冬期援護制度を復活すること。2、「公共サービス基本法」に基づき、指定管理者を含む公共サービス部門で働く労働者の適正な賃金・労働条件を確保して「官製ワーキングプア」をなくすこと。発注した工事・維持管理業務などにおける労働者の賃金実体を調査し、公共工事積算労務単価や建築保全業務労務単価などを下回る場合は直ちに改善させること。また、公契約条例を制定すること。3、地域経済の下支えとなり、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業の拡大をすること。4、季節労働者の冬期失業に対する公的就労等、実効ある新たな制度を増設すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第7号については、五十嵐正雄君。

○4番（五十嵐正雄君） 意見書について読み上げて提案いたします。意見書案第7号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同、工藤國忠。賛成者、同、木村一俊。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。労働基準法第2条は、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めています。しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。こうした中、平成20年「成長力底上げ戦略推進円卓会議」による合意と、平成22年「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意をしました。こうした観点から北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、有るべき水準への引き上げができていない現状であります。賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとはいえません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保が極めて重要な課題となっています。これらのことから、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。記、1、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会への要請事項。

(1) 平成25年度の北海道最低賃金の改正にあたっては、雇用戦略対話の合意に基づき早期に800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、各種経済諸指標との整合性をはかり、中央水準との格差是正などを踏まえた上積み改正をはかること。(2) 北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確

保を図ること。(3) 最低賃金引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、その周知をはかり、安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会。以上です。

○議長（相川繁治君） 意見書案第8号については、佐野一紀君。

○5番（佐野一紀君） 意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、佐野一紀。賛成者、同、長谷川耿聰。賛成者、同、山本敬介。読み上げて提案したいと思います。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を3分の1から2分の1へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。教育予算では、昨年を引き続き「高校授業料無償化」など保護者負担軽

減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。これらのことから、下記の項目について要望します。記、1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命大臣（地域主権推進担当）。ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第9号については、山本敬介君。

○3番（山本敬介君） 意見書案第9号。道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同、長谷川耿聰。賛成者、同、佐野一紀。読み上げて提案をいたします。道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元へ転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。こ

のように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨に基づき、次の事項について要請します。記、1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。2、「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。4、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議員。以上、ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第10については、小峰義雄君。

○1番（小峰義雄君） 意見書案第10号。地方財政の充実・強化を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

平成25年6月14日提出。提出者、占冠村議会議員、小峰義雄。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、工藤國忠。朗読して提案理由の代えさせていただきます。2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。記、1、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。2、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策な

どの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。3、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。4、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。5、地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。6、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年6月14日。北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（相川繁治君） ここで、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

意見書案について、これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第4号、札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号、安心できる介護制度の実現を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第6号、季節労働者対策強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第7号、平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第8号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第9号、道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第10号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（相川繁治君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
よって議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第20 閉会中の継続調査・所管事務調査の申出

○議長（相川繁治君） 日程第10、閉会中の継続調査・所管事務調査の申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査、所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査、所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時06分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま村長から議案第10号、特別職の職員で常勤の者の給与の特例に関する条例を制定することについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

◎日程第19 議員派遣の件

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

議案第10号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第10号

○議長(相川繁治君) 追加日程第1、議案第10号。特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(中村 博君) 追加議案提案の前に、提案の趣旨を申し上げます。ニニウ自然の国再生事業に関し、キャンプ場を中心とするニニウ自然活用村施設をNPO法人U・z i nニニウ自然の国に指定管理しておりましたが、契約が履行されず、施設の明渡しと、指定管理料不当利得の返還請求を札幌地方裁判所に提訴しておりました。去る3月29日に札幌地方裁判所で和解が成立したところでございますが、ニニウ自然活用村指定管理業務について担当職員の業務処理に不備があったとして、職員2名の処分を行いました。また、和解処理のため800万円の財政出動をすることになり、村の財政への影響も大きく、村民の皆さんに多大な迷惑をおかけいたしました。ここに至ったのは、理事者として、職員の管理監督が行き届かず、議会に大変ご迷惑をおかけし、又、村民の方々に信用・信頼を損なう結果となりました。つきましては、私の減給をもってその責めに果たすものであります。今後このようなことが起きないよう、制度の見直しや、職員の指導を徹底してまいりますので、よろしく願いいたします。なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明申

し上げますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(相川繁治君) 総務課長、田中正治君。

○総務課長(田中正治君) 議案書ですが、ただいま配布をさせていただきました、ページ番号129ページの議案でご説明申し上げたいと思います。議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについてご説明申し上げます。本件は特別職の職員で常勤のものの給与を減額することについて議会の議決を求めようとするものでございます。条例の内容ですが、村長の給料において平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間における給料月額を平成25年7月分として支給する給料月額から100分の10を減じた額を支給するものでございます。附則としてこの条例は平成25年7月1日から施行することとしてございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定することについての件を採決します。本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

ここで、村長より発言の申出がありますので、これを許します。

村長。

○村長（中村 博君） 議長のご配意に感謝申し上げます。第3回占冠村議会定例会の閉会にあたり、この4年間のお礼も含みましてご挨拶を申し上げたいと思います。昨日、今日の2日間、追加議案を含め、提案申し上げました22の議件につきましてご審議をいただき、原案どおり可決・ご決定を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。平成21年9月6日に村長として就任させていただきまして以来、あつという間の4年間が過ぎ去ったような気がしております。新任早々、社団法人占冠村山村産業振興公社が経営する山菜工場の譲渡、株式会社ニニウ自然の国開発公社が運営するニニウ自然の国、並びに湯の沢温泉の指定管理の処理に追われましたが、土地開発公社を含め、3つの第三セクターを清算いたしました。いわゆる負の遺産を整理したことにより、スタート地点に立ったばかりですが、福祉の充実、森林資源活用といった新たな村づくりを進めることができまし

た。これもひとえに議会と真摯な議論を積み重ね、陰に陽に議員の皆さんにご指導・ご助言を賜ったものであり、厚くお礼申し上げます。今後においては農業、林業、観光の基幹産業の振興といった重要課題と、トマムリゾートの村有施設の売却、高齢者福祉施設の建設、在宅福祉の充実、新エネルギーの導入、集落対策、人口減少による活性化対策といった喫緊の行政課題があります。こうした本村の現状を見るにつけ、1期4年間で努めたものとして、これからも引き続き先頭に立って村づくりを進める、そのことを選択し、決意するものでございます。「すべては村びとのために」、「村びとは村びとのために」の私の村政執行の理念を持ち続け、再度村の舵取り役を務めさせていただきたいと思っております。そのことをご報告申し上げますとともに、この4年間皆様方のご指導により、心より感謝申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議を閉じます。

平成25年第3回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 7月23日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 五十嵐 正雄

占冠村議会議員 佐野 一紀